

北魏後期の官僚の遷転

東洋文庫 窪 添 慶 文

はじめに

筆者は拙稿A（以下、前稿とする）⁽¹⁾において、宣武帝以降の北魏における將軍号に関して以下の諸点を明らかにした。

- ・通常の異動の場合は、上位の官品、同一官品であれば上位に置かれる官職、に遷る。
- ・同一官品の官職への異動の場合は、他の官職を同時に与えることにより、昇進という形を確保する。將軍号⁽²⁾がその役割を担うことが多い。
- ・官品が下位、同一官品であれば下位に置かれる官職への就任の場合、他の官職を同時に与えることにより、下落を回避するか、昇進の扱いとすることができる。將軍号がその役割を担うことが多い。
- ・同一官品内に単独、もしくはグループをなす將軍号がそれぞれ別の位置に配置されているのは、同一官品内での昇進を示す目的による。
- ・遷転した後の官職が、將軍号を含む前職より上位にあれば、將軍号は不要である。従って將軍号はもたない。
- ・遷転後も遷転前の將軍号を維持する場合、「將軍如故」「本將軍」と明記されることが多いが、書かれないこともある。
- ・將軍号は軍勲によって得られるが、遷転の必要上与えられることもある。

そしてこの結果を用いる宣武帝以後の官僚の遷転過程の再検討が必要であると述べた。筆者は拙稿Bで北魏後期の官僚の遷転過程を検討したことがあったが、その段階では將軍号の理解に不十分な点があったからである。また拙稿Bの段階と較べると、現在は利用できる墓誌の数が増加している。よってあらためて官僚の遷転過程を検討したい。

対象とする時期を宣武帝初年からと限定するのは、太和前令と太和後令では同一官職でも官品に相違があるからである。また孝文帝末年には宣武帝以降の遷転と同じような事例を見出すことができるのは確かであるが、列伝などでは太和という23年に及ぶ治世のどの時期に当たるかを判断することはなかなか困難である。よって比較的判断がしやすい宣武帝期以降とする。事例数はかなり多く、検討には十分であると考え。

北魏末まで、としたのは、東西魏以降には、都督や侍衛官などに就任する事例が多くなり、北魏後期とは異なる状況が生まれるからであり、また將軍号が乱発され、將軍号と実務の官職との乖離が大きくなるからである。そのような状況は北魏末の内乱の時期には既に見られるようになってきているが、まだ従来の遷転の理解で検討しうる事例の方が多。

孝文帝の改革後、北魏の官僚制度の整備が進み、東魏・北齊の制度を経て、隋唐の官僚制度に影響を与える。その北魏の官僚制度をより精密に解明することは、より正確に隋唐

時代の制度を理解することにつながろう。本稿は、遷転がどう行われたかという、きわめて限定されたテーマの検討を行うが、それはこの時期の官僚制度の実態の解明の基礎ともいべき作業である。また、北魏後期における遷転のあり方の解明は、北朝ひいては隋唐の貴族制の理解にも関わってこよう。

1 遷転表の提示

列伝の官歴にせよ、墓誌の官歴にせよ、官歴のすべてを網羅しているわけでは必ずしもない⁽³⁾。しかし、両者を接合させることにより、すべての官歴ではないかも知れないが、より確度の高い官歴を知ることができるであろう。宣武帝以降北魏末までの遷転が墓誌⁽⁴⁾⁽⁵⁾と列伝の双方に複数回にわたり記載のある事例を取り出して、それを巻末に「宣武帝以降の北魏官僚の遷転過程一覧」として掲げる。複数回としたのは、1度の就任では遷転とは言いがたいからである。墓誌と列伝の食い違いなど、どのように処理するべきか難しい判断を求められる箇所が少なくないが、それらは一つ一つについて注記しておいた。そのすべてが正しい判断であるかどうかには問題が残るにせよ、多数の事例から導かれた結果は一定の方向性を示すであろう。

各人の遷転過程一覧に基づき、就任した官職の官品ごとに、就任した回数を表1として示すことにする。その作成手続きは以下の通りである。

- ・ 将軍号と実務の官職など同時期に複数の官職をもつ場合には、高い方の官品の項に記載する。ただし兼任の官職の場合は、例えそちらの官品が高くても採らない。単独で「長兼某官」とある場合はこの限りではない。「仮」字の付く将軍号は数えない。
- ・ 使者として派遣された場合に帯びる官職（例えば散騎常侍など）も、通常の遷転とは異なる臨時性のものであるので、採らない。
- ・ 当該時期においては8品以下の就任事例はないので、従7品以上を掲載する。正4品以下の場合は上下階の区分があるが、表示しない。各官品の上下階双方に就任した場合は備考欄でそれを示す。
- ・ 正従1品への就任数は表示しない。正1品に将軍号が配置されていないこと、従1品将軍を帯びながら正1品の官職に就任するなど、将軍号は同時に就いた官職の官品より上位にあるという前稿で得た理解に該当しないことがあるからである。
- ・ 網掛けを施した官品はそれより上位の官職への就任がなかったことを示す。正2品の次の欄に網掛けのない事例は、1品への昇進があったことを示す。
- ・ 遷転を示す語のあるごとに1回と認定するが、その語がなくても遷転と判断できるものは回数に加える。備考欄に同じ将軍号や官職のもとに他の官職を帯びた回数を記す。
- ・ 官品が不明の官職就任の事例は、前後の官職の間の欄に☆もしくは[]で示す。なお、官品が不明の場合でも、前後の就官から推測可能な場合はこの限りではない。☆はまた除名や封王のあった時期を示すことにも用いる。
- ・ 「稍遷」など就任官職の省略の可能性を示す語があれば、前後の官職の間に記載する。表1の前半には元氏、後半にはそれ以外の諸氏を記載する。記載順はおおむね没年順

表1 官職就任回数票

| 番号 | 姓名 | 従7 | 正7 | 従6 | 正6 | 従5 | 正5 | 従4 | 正4 | 従3 | 正3 | 従2 | 正2 | 備考 |
|----|-----|----|----|------|------|------|----|--------|-----|-----|--------|----|----|------------------------------------|
| 1 | 元鸞 | | | | | | | 王 | → | | 2 | | | |
| 2 | 元詮 | | | | | | | 王 | → | 1 | 4 | 1 | | 四平3 |
| 3 | 元彦 | | | | | | | 王 | | 1 | 1 | | | |
| 4 | 元遙 | | | | | | | → | 1 | 4 | 3 | | | 従3のうち輔国・征虜各1 |
| 5 | 元遙 | | | | | | | | → | 3 | 1 | 3 | | 四征大2 |
| 6 | 元暉 | | | | | → | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 7 | 元諶 | | | | 1 | | | | | | | | | 転じた直閭將軍は官品不明 |
| 8 | 元昭 | | | | | → | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | 正4品は上下各1、従2品は撫軍3 |
| 9 | 元子直 | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | | | 正4品は上下各1、従3品は冠軍2 |
| 10 | 元顯魏 | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | | |
| 11 | 元熙 | 1 | 1 | | | | | 王 | | 2 | ※1 | 4 | | 正3品のうち四安3、※は正4の前の就任 |
| 12 | 元誘 | 1 | 稍遷 | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | |
| 13 | 元暉 | | | | | | | | | 王 | | 2 | 1 | |
| 14 | 元乂 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 15 | 元寿安 | 1 | | | | | | → | 1 | 1 | 1 | ☆5 | 2 | ☆で1官(行州事)、正3のうち前後左右2 |
| 16 | 元融 | | | | | | | → | 王 | 1 | ☆1 | 4 | 1 | ☆で2官(仮征虜)、正3のうち四平2、正2のうち四征3 |
| 17 | 元淵 | | | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | 正4の前に王爵、従3は冠軍と征虜、従2は四鎮4、正2のうち衛2 |
| 18 | 元順 | | | 1 | | | | 超転 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 正3のうち四安3、従2のうち護軍2 |
| 19 | 元瞻 | | | | | | | | → | 2 | 3 | 2 | | 従3は童驥と征虜、正3のうち四平2、従2のうち撫軍2 |
| 20 | 元暉 | | | | 1 | | | [2官] | | 1 | 4 | 4 | | 従3のうち冠軍2(別に行州事2)征虜1、正3のうち四平、四安各2 |
| 21 | 元端 | | | | | | 1 | | 2 | 1 | 2 | 2 | | 正3は四安2、従2は撫軍・鎮軍 |
| 22 | 元顯 | | | | 2 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | | 正6は上下各1 |
| 23 | 元略 | 1 | 稍遷 | 1 | | | | | 1 | 2 | 1 | | | 従3は冠軍2、正3の前に亡命、帰国、封王 |
| 24 | 元湛 | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | | | 3 | | | 正3のうち前將軍2 |
| 25 | 元厥 | 1 | ☆1 | | | | 1 | | | 1 | | | | ☆に1官を挟む(官品不明) |
| 26 | 元子正 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 王 | | | |
| 27 | 元欽 | | | | | | | → | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | |
| 28 | 元道 | | | → | 1 | | | | 1 | 1 | 2 | | | |
| 29 | 元繼 | | | | | | | | → | 1 | 2 | ☆2 | 1 | 1 |
| 30 | 元天穆 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | 1 | 王 | | 正3の時免官により四平と尚書を繰り返す(実質2) |
| 31 | 元延明 | | | | | | | 王 | | 3 | 7 | 1 | 6 | 正3のうち前後左右4、正2のうち衛大將軍4(別に行州事1) |
| 32 | 元瑱 | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 3 | 2 | ☆3 | 光祿卿2、中軍2、車騎3、車騎の間に封王 |
| 33 | 元恭 | | | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | 2 | 2 | | |
| 34 | 元肅 | 2 | 1 | [2官] | 王 | | | | | 1 | 1 | 1 | | |
| 35 | 元爽 | 2 | | | | 1 | | 1 | | | 1 | 2 | | 正7は上下、但し上→下 |
| 36 | 元誕 | | | | | 1 | | 1 | | ☆2 | 1 | 2 | | 従2の童驥と征虜の間で封王 |
| 37 | 元鸞 | | | → | | [2官] | | 1 | | 1 | 1 | 3 | 3 | 散騎常侍は数えず、従2は撫軍2、正2は四征2 |
| 38 | 元均 | | | | | | | 1 | | 3 | 1 | | | 従3は冠軍2と征虜 |
| 番号 | 姓名 | 従7 | 正7 | 従6 | 正6 | 従5 | 正5 | 従4 | 正4 | 従3 | 正3 | 従2 | 正2 | 備考 |
| 41 | 寇猛 | | | | | → | 1 | 歴 | 転 | 1 | | | | |
| 42 | 司馬悅 | | | | | | | → | 1 | 2 | | | | 従3のうち征虜2 |
| 43 | 楊播 | | | | | | | | | → | 4 | | | 3品のうち四安3 |
| 44 | 王紹 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | |
| 45 | 辛祉 | | | | | | | → | 2 | 3 | ☆2 | | | 従4は左軍2、従3は童驥2、征虜。☆で免官 |
| 46 | 崔景暉 | | | | | | | → | 1 | 3 | | | | 従3は童驥2・征虜 |
| 47 | 辛祥 | | | | | → | ☆1 | ☆☆1 | 1 | | | | | ☆はマイナスの遷転。☆は2官(行州事) |
| 48 | 司馬昞 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1? | | | | | 正7の1は推定。推定通りだと上下の関係 |
| 49 | 劉道斌 | | | → | 1 | | | 2 | ☆ | | 3 | | | 従4は広武と広威、☆に郡太守、正3は右將軍3 |
| 50 | 李遵 | → | 1 | ☆ | | 1 | | 2 | 1 | | | | | 従4は中堅2、☆で1官(州官) |
| 51 | 賈思伯 | | | | | | | | → | 7 | 8 | | | 従3は輔国3・征虜2、正3は左右4、四安4 |
| 52 | 崔鴻 | → | 1 | 1 | 1 | ☆1 | 1 | 1 | 2 | | 3 | | | ☆で1官(官品不明)、正4は上下、正3は前將軍3 |
| 53 | 侯剛 | | | | → | 1 | | | 2 | 1 | 3 | 1 | 5 | 正3で右衛2、正2は衛3・車騎2 |
| 54 | 于景 | 1 | 1 | | 稍遷 | | 1 | 2 | 2 | | | | | 従4は寧朔2 |
| 55 | 寇治 | | | → | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | | | 従4は上下、従3は童驥と征虜各1、正3は前將軍2 |
| 56 | 楊鈞 | | | | | | | → | 2 | ☆1 | 3 | 3 | 2 | ☆で太守、中堅2、童驥2と征虜1、四安2、撫軍2 |
| 57 | 韋瑊 | | | 1 | [2官] | 4 | 1 | 1 | 2 | | | | | 正5は下→上が1、正5上の内の1は格下げ、従3は征虜2 |
| 58 | 宇文延 | 1 | ☆1 | | | | | 2 | ☆ | | | | | ☆に各1官(武官)、従4は建威2 |
| 59 | 宇文善 | →1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | 正3は後將軍2 |
| 60 | 辛穆 | | | → | 1 | | ☆ | | 1 | 3 | | | | ☆に1官、従3は童驥2と征虜 |
| 61 | 王誦 | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 8 | 1 | | 正3は前後左右5 |
| 62 | 源延伯 | | | 1 | 1 | | | | | 2 | | | | 従3は童驥と仮冠軍 |
| 63 | 楊暉 | → | 1 | 1 | | | 1? | 1 | ☆ | 1 | 1 | | | ☆で1官(官品不明)を履歴 |
| 64 | 王翊 | | | 2 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | 5 | 1 | | 正7は上下。正4は鎮遠2、正3のうち四平3 |
| 65 | 爾朱紹 | | | | | | | 1 | | | | 3 | | 従2は撫軍3 |
| 66 | 穆紹 | | | | | | | → | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 | 正2のうち衛5 |
| 67 | 楊椿 | | | | | | | → | 1 | 1+2 | 3 | 2 | ☆2 | 3 |
| 68 | 楊津 | | | | | → | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | 3 | 4 | 正3のうち右2、四平5、従2で撫鎮軍3、正2で衛・車騎各2 |
| 69 | 楊昱 | →2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | 5 | 1 | 2 | 2 | 従3は征虜5、従2は撫軍2 |
| 70 | 楊侃 | | | | 2 | 1 | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 正4は鎮遠2、従3は冠軍2、正3は右將軍2 |
| 71 | 楊道 | | | 1 | 累遷 | 1 | | | 1 | | | 1 | | |
| 72 | 楊逸 | | | 1 | | | | 2 | 2 | | 2 | | | 正5は寧遠2、正3は四平2 |
| 73 | 楊仲宣 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | 1 | 2 | 2 | | 1 | 従5は上下。従3は征虜2 |
| 74 | 楊謐 | | | 1 | | | | 1 | | | | 1 | 1 | |
| 75 | 乞伏保 | → | 1 | | 1 | 1 | ☆ | | 2 | 2 | 3 | 1 | | ☆は軍官2、正4は顯武2、正3は四平3 |
| 76 | 楊機 | 1 | 1 | 1 | | 6 | | | 4 | | 8 | 2 | | 従5上は伏波4・陵江2、正4は鎮遠4、正3は左2、四安5、正2は衛2 |
| 77 | 傅豎眼 | | | | | | | → | 2 | 1 | 3 | 3 | 2 | 従3は冠軍1と征虜2 |
| 78 | 封延之 | | | 1 | 2 | | | 2 | | | 1 | 1 | 2 | 従4は中堅2 |
| 79 | 李挺 | 1 | 1 | | | | 1 | | 2 | 2+1 | 3 | ☆1 | | 従2のうち鎮軍2、☆の段階で降格(3品の+1) |
| 80 | 李憲 | | | | | → | | △ | 1+2 | 1? | 1+3 | 2 | 2 | 正4→従4(固辞、△印)→正4、正3で除名あり、正2で四征2 |
| 81 | 宇文測 | 1 | | | 1 | | | [2官] | 1 | | [以後西魏] | | | 2官は州官と府官 |
| 82 | 楊儉 | 1 | 1 | | | | | | 2 | 1 | ☆2 | | 2 | 西魏正4は上下、正3のうち左2。☆で免官 |
| 83 | 李彬 | | | 1 | | | | 2 | | 1 | 2 | 1 | 2 | 東魏正3は衛尉2 |
| 84 | 李養 | | | 1 | | 1 | | | | 1 | 2 | | | 東魏正3は左2 |
| 85 | 薛脩義 | → | 1 | | | | | [軍指揮官] | | 2 | 2 | 東魏 | | 従3の時反乱、降伏あるも旧号を維持、正3は前後左右2 |

(没年不明の場合は葬年)による。元氏が38まで、元氏以外は41以降とし、容易に弁別できるようにした。

2 正4品以下と従3品以上の遷転に見られる相違

表1を一見すれば明らかなように、正4品以下と従3品以上では同一官品内に属する官職に就任する回数に相違がある。このことを確認しておこう。

従7⁽⁶⁾は11例中10例までが1度の就任だけにとどまる。残る1例は同一官品の下位から上位に遷ったものである。

正7は25例が1度だけの就任にとどまり、4例が2度就任しているが、48と64は正7→正7上と上階に昇進している。34はともに3品將軍の録事參軍であるから、官品は同じである。ただ、府主の將軍号が四平と四安と異なり、後に就いた四安の方が上位であるから、その録事參軍の方が格上という認識はあったかも知れない。35は正7上→正7という遷転で不可解である。伝は、墓誌では2度目の就官とされる正7の秘書郎を起家官としている。何らかの特別な事情があったのかも知れない。ともあれ、この事例は例外扱いとしてよいであろう。なお、58は禁衛武官の直後を経て正7の員外侍郎に異動している。直後の官品が不明であるので、従7、正7いずれの欄を2とすべきか判断ができないので、この就任については検討対象から除外し、上位の正7の欄に☆印を記し、員外侍郎への就任を丸数字で表す。以下、上下の官品の差が1以内で官品不明の官職に就任した場合の扱いはこれに準ずる。

従6は15例が1度にとどまる。78が2度であるが、大將軍の田曹參軍から長流參軍への横滑りで、同一官職扱いに含めてもよいような事例である。70は同一官品ながら、その官品内では上位への異動である。このほか25は従6上の前に騎兵參軍を経ているが、府主の身分が不明であり、官品を判断できないので、この事例は集計からは除外する。

正6は17例までが1度にとどまる。残る22は上階への遷転であり、昇進である。47は従5上からのマイナスの遷転であるが、正6に1度就任したことは間違いない。7は次に遷った官職の官品が不明であるので数えない。

従5は19例が1度にとどまる。2度の就任である73は従5→従5上という上階への異動であるが、76は伏波將軍の時に4度、同格の陵江將軍の時に2度、すべて異なる実務の官職に遷るといふ、珍しい事例である。☆を付した52はこの前に官品不明の官職に就いているので集計からは除外する。

正5は22例が1度にとどまるが、うち10はそれ以上の昇進がなくて終わっているので、集計からは除外すべきだろう。他方、63の相国従事中郎は官品表に見えないのでひとまず集計から除外しておくが、相国が二大二公に準ずるとすればその従事中郎は正5となる。複数の就任は2例ある。72は給事中から正員郎に遷ったのであるが、正員郎は給事中に加えられていた寧遠より下位にある。それを「不受」つまり拒否したのであるが、父の楊津が定州で葛榮に包囲されていることを朝廷に訴えて爾朱榮派遣に結びつけたことによる授官であり、褒賞の意味があるのだから、下位への遷転とは考えにくい。正員郎の時には寧

遠を維持していたと考えられる。次に 57 であるが、司空従事中郎から司徒従事中郎へは上階への遷転で昇進であり、これは他の官品でも見られることである。しかし司徒従事中郎と次に遷った大將軍従事中郎は官品表では同格である。強いて言えば、大將軍が司徒より上位であるからこれも昇格という認識はあったのかも知れない。ともあれ、正 5 上という同じ官品の実務の官職に 2 度も就任するのは、このレベルでは珍しい。また、次の散騎侍郎は官品表では司徒従事中郎より下位に置かれていて、格下げとなる。異例づくめの事例である。

従 4 では 27 例が 1 度にとどまるが、うち 44 と 47 はそれ以上の昇進がなくて終わっているので、集計からは除外すると、25 例となる。49 は一見すると同格であるが、広武將軍と広威將軍は「広」字を共有するが、両將軍の軍級は異なる。昇進である。それ以外のケースについて見ると、55 は上階への昇進であり、24・83 も同一官品ながら後に就いた官職の方が上位にある。これに対して、45、50・54・56・58・78 はいずれも同一の將軍号を保持しつつ別の官職に就いた事例である。77 は行州事への就任で、將軍号を維持していた可能性が高い。

正 4 は 24 例が 1 度にとどまるが、うち 48（清河郡は上郡であろうからその太守就任は正 4 に数えてよいであろう）と 50 はそれ以上の昇進がなくて終わっている。また 64 はもとの官職を帯びたままで王友となったもので、むしろ 1 度の就任に含めるべきであろうから、差し引き 23 例と考えてよいだろう。このほかは 8・9・52・82 が上階への昇進。また 21・53・72・79 は同一官品であるが、上位への昇格となっている。70・75・76 は同じ將軍号を保持したままの実務の官職の異動であるが、このうち 76 は 4 度にのぼる。しかも従 5 の時にも同一の將軍号で複数の官職に就いていたという珍しい事例である。56 は官品を確定できない官職を経ているので、集計数から除外する⁽⁷⁾。11 は同一官品ながら官品表では後に遷った黄門侍郎の方が下位に置かれている。80 は正 4 から従 4 上への異動を固辞し、その結果正 4 の官職を与えられた事例であり、判断が難しいが、事情を勘案して 2 度の同一官品官職就任の事例として扱う⁽⁸⁾。

以上をまとめておこう。正従 5 以下の遷転においては、1 つの官品に属する官職を 1 度の就任でクリアする事例が 89.9% を占め、下階から上階への昇進を含めると、94.1% となる。遷転の機会には上の官品（上の階を含む）を得るのが原則であったと言ってよく、それ以外のケースはごく僅かで、例外と見てよい。従 4 の場合は、1 度で官品をクリアする事例が 71.4% と低下し、正 4 となると、1 度で官品をクリアする事例が 62.9% とさらに低下するが、それでも約 3 分の 2 が 1 度で正 4 および従 4 を突破している。なお、同一官品の上階への異動を含めると、従 4・正 4 とともに 74.3% となる。これに対して従前の將軍号を維持したままで別の実務の官職に異動するなど、同一官品に留まる事例が増えてくるものの、正従 4 品ではなお、1 度でそれを突破するのが通常のあり方であったと言いつても過言かも知れないが、それに近い状況であったことは否めない。

これに対して従 3 以上の場合は、同一官品内の異動が目立つ。従 3 を 1 度で通過する事例は 24 例（1 度の従 3 就任で死去した 3、25、41 と、長兼の扱いが難しい 80 の事例は除く）であるのに対して、2 度以上従 3 品の官職に就く事例が 26 例（除名の前後での同一官

品就任を含む 67 を除く) と拮抗してくる。正 3 の場合になると、1 度での通過が 12 例 (1 度の正 3 就任で死去した 12, 22, 38, 63 の 4 例を除く) であるのに対して、2 度以上正 3 に就任した事例は 45 例と、4 倍近い。従 2 になると 10 (1 度の従 2 就任で死去した 2, 55, 61, 64, 75 の 5 例を除く) 対 21, 正 2 で 7 (1 度の正 2 就任で死去した 8, 18, 71, 73, 74 の 5 例を除く) 対 20 と比率は減少するが、なお 2 度以上の就任がはるかに上回る。従 3 以上の遷転のあり方がそれ以下とは異なっていることは明らかである。

3 正 4 品以下の遷転における上昇幅

表 1 を見れば、正 4 品以下でもすべての官品を経由して遷転するわけではないことがわかる。それは上昇幅を反映するのであろう。ではどのような上昇幅であったのか。

1 回ごとの遷転の官品差を示す表を作成することとし、煩雑になるが、表 1 に付した番号を用いてひとつひとつの遷転がどの官品差にあたるかが判明するようにする。本節では正 4 品以下の遷転を扱い、表 2 を作成する。官品差 0 の場合は、同一官品内の下階から上階への遷転を「下→上」、同一官品同一階ではあるが、官品表でより上位に置かれる官職への遷転を「上昇」、その反対のケースを「下落」、それ以外を「同格」で示す。

表 2 遷転における上昇幅—正 4 品以下

| 官品差 | 事例 | 事例数 |
|------|--|-----|
| マイナス | 47,80 | 2 |
| 0 | 下落 11,35,57 | 3 |
| | 同格 34,45,50,54,56,57,58,64,70,72,75,76,76,76,76,76,76,76,76,77,78,78 | 22 |
| | 上昇 21,24,49,53,69,70,72,79,83 | 9 |
| | 下→上 8,9,22,48,52,55,57,64,73,82 | 10 |
| 1 | 6,6,8,8,9,9,10,11,12,15,17,18,22,24,24,26,26,32,32,33,34,44,44,48,48,48,50,52,52,52,52,52,54,54,55,55,55,57,57,59,59,59,59,61,61,63,64,64,68,68,69,69,69,70,73,73,75,76,76,77,78,,82 | 63 |
| 2 | 12,17,17,21,22,35,36,50,59,61,61,64,64,69,72,73,75,76,79,84 | 20 |
| 3 | 10,14,24,25,33,35,48,49,53,62,71,73,76 | 13 |
| 4 | 18,23,28,30,70,72,78,79,81 | 9 |
| 5 | 11,58,74,83 | 4 |
| 6 | 62,82 | 2 |

| | | |
|---|----|---|
| 7 | | |
| 8 | 62 | 1 |

官品差1が最多で39.9%を占めている。4割が直上の官品に異動しているわけである。ただし上の官品への遷転が基本であるものの、遷転のたびに必ずしも常に官品が上がるわけではない。同じ官品でも下階と上階が区別されていたのであれば、上階への異動は明らかに昇進である。同じ官品で上下階も同じであっても、官品表の下位への異動がほとんどなく、上位への異動がかなり見られることは、それも地位の上昇のひとつであると認識されていたからであろう。これらも幅は大きくはなかったにせよ、上位への異動であると考えてよいであろう。また、將軍号が同じままで異なる官職へ異動する、あるいは同一の府主のもとで異なる曹の参軍事に転じるなどのことは日常的にあり得るのであり、とすれば、官品差1と官品差0（下落のケースを除く）を遷転の基本であったと想定することは可能であろう。併せると67.7%に達する。

しかし、官品差2以上の遷転の事例も3割ほどあったことを表2は示している。64の場合、墓誌は

解褐為秘書郎中・・・俄転員外散騎侍郎、又除襄威將軍、補司空主簿。追申起家之屈、遷為從事中郎、特除中書侍郎、加鎮遠之号、又為清河王友、余官如故。

と記す。正7→正7上→従6上→正6上と官品差1の範囲内で昇進した段階で「起家之屈」つまり、起家官が低すぎたという理由で正5の官を授けられている。従5を跳び越した、つまり官品差2の遷転であった⁽⁹⁾。また次に就任した中書侍郎は従4上であるが、加えられた鎮遠は正4であるから、官品差はやはり2となり、これは「特除」とされている。このように何らかの理由があれば官品差は1ではなく、それ以上になったのである。官品差2は全体の12.7%であり、官品差3は8.2%。

官品差が4以上の事例を見てみると、官品差4の70は雍州で反乱を起こした蕭宝夤に対処するための任命であり、それは叔父楊椿が前の雍州刺史、かつ長安のすぐ東方の弘農華陰を郷里とすることに重きが置かれた故であろう。孝明帝期から孝莊帝期にかけて弘農楊氏、特に楊播兄弟とその子たちは大きな政治的役割を果たす⁽¹⁰⁾。それを反映してであろうが、この時期彼らの官職の上昇幅は大きくなる。72・74はその弘農楊氏の一員である。28は墓誌によれば太和21年(497)と計算される起家で、正3の安西を得るまでの26年間で3官が記載されているだけであり、記載漏れが考えられてよいだろう。30の元天穆も爾朱榮の腹心として并州刺史となるまでの経歴が起家官を含めて2官しか記録されず、永安3年(530)42歳の死去ということから考えると、記録の脱落の可能性が高い。11は従6の給事中のあとに王を襲爵した。王は従4品以上の官に就くのが通例である。よって正4上の太常少卿となった。これは王である故の特例であるが、伝によると「累遷」の語が用いられており、襲爵以前に別官に就任していた可能性もある。

正光4年(523)に六鎮の乱が勃発したあと北魏の政治社会は混乱し、軍功に対する褒賞が多く、また一律に「階」を与える措置が何度も執られた。さらに建義元年(528)の河陰

の変で大量の官僚が命を落としたにより、その後を埋めるための人事が行われる必要があった。この時期には、このような事情による大幅な官品上昇が見られるようになる。62は孝昌3年に24歳で戦死したが、17歳で起家しているから、それは正光元年となる。81も正光中の起家、78は永安3年(530)に従4上の中堅將軍となっている。58も従4の官に就いたのは孝昌年間(525~527)であったし、弘農楊氏ではあるが、楊播の系統ではない。82が正4の官を得たのは建義元年であった。83が従4の官を得たのも孝莊帝即位(528年)の直前である。これらはこの時期特有の事情による大幅な上昇を得た可能性が考えられるのである。

18と23は「稍遷」等の語によって省略した官職の存在の可能性が考えられ、79のみ現在のところ大幅な官品上昇の理由の説明が見つからないが、官品差4以上は、やはりそれなりの理由があったのではないか。

官品差3の事例の中にも、特別の理由が判明する事例がある。14は孝明帝期、靈太后の妹を妻にしていた関係で立身が早かった。33が正光3年(522)の起家であるように、大幅な官品上昇に遭遇している可能性のある事例は他にもあろう。

このように見てくれば、安定している時期においては、官品差1の遷転が基本であり、補正などの事情によって官品差が2となることもあったが、官品差3以上は特別な事情を背後に持っていたと考えてよいのではないか。

マイナスの遷転の事例についてもふれておく。80は正4上の太子中庶子から従4上の尚書左丞に遷った。これは明白な左遷となるからであろう、固辞されて中庶子より上位の驍騎を与えることで左丞就任を実現させようとしたが、驍騎は太子中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎を長兼させることでバランスをとったのであろう⁽¹¹⁾。47は并州平北司馬(従5上)から行并州事を挟んで郢州竜驤長史(正6上)・帶義陽太守となったが、次には従4上の始蕃王長史となった。降格があってもその次には補償がなされているとも解しうる。マイナスとなる遷転の場合、このような後処理が求められたのである。なお同一官品内での下落のケースであるが、35は正7上の員外侍郎から正7の秘書郎に遷った。伝では秘書郎を起家官としているので、何らかの誤りの可能性がある。

ところで、官品差が1であるという場合、正7と従6を例に取れば、正7→従6、正7→従6上、正7上→従6、正7上→従6上という4ケースを含む。同一階の上下の差を1とした場合、正7→従6は2、正7→従6上は3、正7上→従6は1、正7上→従6上は2の差となる。ひとつの品の内部は上下で2となるから、1と3はそれぞれ1の幅だけ加減されているわけである。官品差0のケースで下→上を区別して示したからには、この差は無視できない。よって表2の官品差1と2の場合について、上記の計算による差がいくつであるか、あらためて検討する必要がある、その結果を示すと以下のようなになる。

まず官品差1の場合であるが、差1が9、差2が42、差3が12となる。それぞれ14.3%、66.7%、19.0%であり、差2が3分の2を占める。しかも、差1のうち、9、52、55、73は官品差0ながら下階→上階という遷転の経歴を別にもつ。つまり2度の遷転によって、通常の差2の上昇を達成したと考えることも可能である。差1、2と較べると3差の事例が61以降、つまり北魏末に多いことも、内乱以前の通常の遷転が差2の上昇で行われていた

ことを裏付けるであろう。官品差2の場合、併せて20の遷転事例のうち、17回までが差4である。これも遷転が差2を基準としていたことを支持するであろう。なお、残る3は差3の事例である。

要するに、正4品以下においては、官品差で言えば差1、上下階の差を1とした場合で2の幅で上昇するのが遷転の基本で、官品差2の上昇の場合も、上下階の差を1とした場合で4の遷転が通常のあり方であった。

4 従3品以上の遷転における上昇幅

同一官品にとどまる事例が多い従3以上の昇進はいかなる形で行われたのか。ここで、同一官品内に將軍号グループがそれぞれ別の位置に配置されているのは、同一官品内での昇進を示す目的による、という前稿の指摘を想起したい。正4品以下でもこの指摘は該当するであろうが、正4品以下では、同一官品にとどまる事例がごく少数であったので、將軍号で昇進であることを示す必要はあまり生じなかつたはずである。従3以上では同一官品にとどまる事例が非常に多くなるので、將軍号で昇進を示す必要が生じると考えられる。『魏書』官氏志所載の太和後令では、正3品に属する官職は、下位から上位へと次のように配置されている。

開国県伯（銀青）光祿大夫 前後左右將軍 左右衛將軍 諸王師 秘書監 上州刺史 河南尹 六卿 四平將軍 列曹尚書 侍中 太子詹事 中書令 太子少保 太子少傅 太子少師 三卿 中護軍 中領軍 四安將軍 吏部尚書

前後左右、四平、四安將軍を境にしてこれらの官職群を分けて、ある將軍号からその直上の將軍号への異動幅を1と仮定してみよう。正4品以下の上下の階に相当する区分として仮定してみるののである。前後左右將軍を例に取れば、四平將軍までは1、四安將軍までは2となる。また直上の將軍号までの間に含まれる官職に就任し、將軍号は帯びなかつた場合も1とする。例えば左將軍・某官（従3品上以下）から秘書監に転じた場合は1の異動幅と考えるわけである。侍中に転じたら2、吏部尚書に転じたら4となる。従2品の官職群は「中軍・鎮軍・撫軍」將軍と四鎮將軍、正2品の場合は四征將軍と衛將軍、そして車騎・驃騎將軍が境界となる⁽¹²⁾。ただし、次のことも仮定に加えなければならない。官品の境界を越える場合を1と計算しないということである。従2品の最下位は「散侯—金紫光祿大夫—中・鎮・撫軍將軍」となっている。正3品の四安將軍から吏部尚書に遷ると幅1の上昇であるが、さらに金紫光祿大夫に遷ってまた幅1の上昇とすると、直上の官、そして直上の官と間隔なく遷っただけで、幅2の上昇となる。上昇幅が狭すぎるのである。よって四安と撫軍の間を幅1と仮定するのである。つまり、従3の竜驤から正2の驃騎まで、將軍号（群）の間隔を幅1とする。

なお、従3品の場合は、征虜、冠軍、輔国、竜驤の各將軍が境界であるとひとまず考えておく。これらの將軍号の間には他の官職が挟まれているからである。ただし、厳密にこれらの將軍を区別すべきかどうか疑問があるが、この問題については後節であらためて考えることとして、ひとまず、表1に示した事例の各異動幅を以上の方式で計算した結果を、

表3として示そう。事例の項目に記す数字は表1の番号である。なお、免官や除名の直後に就任する官職はケースにより異なる扱いを受けているが、特に区別することなく計算し、必要に応じて言及する。ただ、使者として赴く際に帯びる官職（散騎常時など）は臨時性であるので対象外とし、その前後の官職で幅を計算する。また、ある官に就任した後に「加～」として記載される官職（將軍号が多い）は、それによって地位が上昇する場合は1つの事例として数える。

表3 遷転における上昇幅—従3品以上

| 幅 | 元 氏 | | 他 氏 | | 計 |
|----|---|----|---|----|-----|
| | 事 例 | 数 | 事 例 | 数 | |
| -6 | | 67 | | 1 | 1 |
| -3 | | | | | |
| -2 | | 79 | | 1 | 1 |
| -1 | 29,32 | 2 | 61,75 | 2 | 4 |
| 0 | 2,2,5,5,6,8,8,9,11,11,15,15,16,16,16, 16,16,17,17,17,17,17,18,18,18,19,19, 20,20,20,21,21,22,23,24,27,31,31,31, 31,31,31,31,31,31,31,32,32,32,32,33, 34,37,37,37,38 | 56 | 42,43,43,43,45,46,49,49,51,51,51,51, 51,51,51,51,51,51,52,53,53,53,54,55, 55,56,56,57,59,60,61,61,61,62,64,64, 65,65,66,66,66,66,66,67,67,67,67,67, 68,68,68,68,68,68,68,68,69,69,69,69, 69,69,70,70,71,72,73,75,75,76,76,76, 76,76,76,77,78,79,80,82,83,84,85,85 | 84 | 140 |
| 1 | 1,4,4,4,4,5,5,6,8,8,8,11,12,15,15,15, 15,15,16,16,17,17,17,17,17,18,18,19, 19,20,20,21,24,27,27,27,27,29,29,29, 31,31,31,31,33,33,35,36,37,38 | 51 | 43,45,45,51,53,53,53,55,56,56,59,61, 61,64,64,66,67,67,68,68,68,68,68,69, 69,69,70,73,76,76,77,77,77,77,77,77, 79,80,80,80,82,82,83,84 | 44 | 95 |
| 2 | 4,6,6,8,14,14,16,16,16,17,17,18,18,19, 20,21,28,28,29,31,31,31,32,33,36,37 | 26 | 51,51,53,53,56,61,64,66,66,67,67,67, 69,70,70,73,75,78,78,79,79,80,83,83 | 24 | 50 |
| 3 | 2,5,13,19,27,30,32,36,37,38 | 10 | 45,46,53,55,56,60,66,68,69,70,73,74, 75,78 | 14 | 24 |

| | | | | | |
|---|-------------------------------|-----|----------------------|-----|-----|
| 4 | 2,5,6,13,14,15,27,32,35,36,37 | 11 | 55,63,71,76,79,82,85 | 7 | 18 |
| 5 | 6 | 1 | | | 1 |
| 6 | 29,34 | 2 | 67,83 | 2 | 4 |
| 計 | | 159 | | 179 | 338 |

最も多いのは、上昇幅 0、つまりそのほとんどが将軍号が「本将軍」や「将軍如故」と記されるか、あるいはもとのままと想定されるケースである。短い期間で他の官職に異動する場合などは、その都度の地位の上昇を避けるという考え方が採られた方式ではないかと想定できるのである。元氏の場合で 35.2%、元氏以外で 46.9%、平均して 41.4%と 4 割強の事例がこれにあたる。次に多いのが上昇幅 1 の事例。元氏で 32.1%、元氏以外で 24.6%、併せて 28.1%である。上昇幅 2 の場合は、元氏で 16.4%、元氏以外で 13.4%、併せて 14.8%であるが、上昇幅 3 となると元氏で 6.3%、元氏以外で 7.8%、併せて 7.1%と 1 割を大きく割り込む。

以上、従 3 品以上の場合、将軍号（群）間の隔たりを 1 と仮定した場合、同じ将軍号を維持したままで他官に遷るケースが最多で、幅 1 上位の地位に遷る事例がそれに次ぎ、幅 2 の上昇の事例を併せると、この 3 つの遷転が基本であったと言ってよいのである。

5 正 4 品以下から従 3 品以上への異動

以上の分析において、正 4 品上以下の官職から従 3 品以上の官職への遷転は採り上げていなかった。正 4 品以下と従 3 品以上では基準とする数値の設定に相違があったからである。本節ではこの問題を扱う。

表 1 の中で、正 4 品上以下から従 3 品以上への昇進事例を抽出してケースごとに分けると、次の表 4 のようになる。

表 4 遷転における上昇幅—正 4 品以下から従 3 品以上へ

| 官品の変動 | 官品差 | 内 訳 | 数 | 百分率 |
|---------|-----|--|----|------|
| 正4 上→従3 | 1 | 3,6,8,9,12,15,16,17,20,21,27,53,56,68, | 14 | |
| 正4 →従3 | 1 | 4,23,28,42,55,57,60,66,70,73,75,77 | 12 | 41.3 |
| 正4 上→正3 | 2 | 11,18,52,72,79,80,82 | 7 | |
| 正4 →正3 | 2 | 61,64,76 | 3 | 36.5 |
| 従4 上→従3 | 2 | 22,32,33,36,37,45,63,83 | 8 | |
| 従4 →従3 | 2 | 38,46,54,59,67 | 5 | |
| 従4上→正3 | 3 | 24,71,78 | 3 | |

| | | | | |
|--------|---|----------|---|------|
| 従4 →正3 | 3 | 35,49 | 2 | 12.7 |
| 正5上→従3 | 3 | 25,30,69 | 3 | |
| 従4 →従2 | 4 | 65 | 1 | |
| 従5上→従3 | 4 | 14,84 | 2 | 6.3 |
| 従5 →従3 | 4 | 62 | 1 | |
| 正5上→従2 | 5 | 74 | 1 | |
| 正4上→従1 | 5 | | | 1.6 |
| 正4上→正1 | 6 | 26 | 1 | 1.6 |

官品差1の事例が半ば近く、官品差2を加えると77.8%と8割近くにもなる。これは通常の遷転では1つ上の官品、もしくは2つ上の官品に属する官職に遷るという正4品以下の検討で明らかにした結果と対応している。正4品上以下の官職から従3品以上の官職に就く場合は、官品の幅が基準とされていたと考えてよいようである。

官品差が4以上の事例について見ておこう。14は元義、65は爾朱氏の一員、いずれも他にも大幅な上昇があって、それについては既に言及した。74は、本人の判明する経歴は非常に簡単であって、省略の可能性が考えられるが、前述した弘農楊氏の一員であるので、他の楊氏と同じように大幅な上昇を勝ち取った可能性もある。26は孝荘帝の兄弟で、帝の即位に伴い、一気に官位が上昇した。62は第3節でも触れたが、恐らくは六鎮の乱による混乱に際会しての上昇である。84は太宰主簿となったことから、孝荘帝期か続く前廢帝期であることが判明するが、なぜ大幅な上昇となったかは不明である。伝では征虜の記載がないから、あるいは陵江→中散大夫という上昇幅3の遷転であったかも知れない。いずれにせよ、大幅な官品の上昇を伴う遷転にはそれなりの理由が伴うという、前2節において確認したことが、ここでも当てはまるのである。

ところで正4品までは上下階の間隔を1、従3品以上を將軍号群の間隔を1として数えるという前2節の方式（正4上から上がる場合、竜驤までが1、輔国までが2、冠軍までが3、征虜までが4、散騎常侍までが5、前後左右までも5、四平將軍までが6となる）を適用して計算すると、表4の諸事例はどうなるであろうか。官品差1の26例の場合、幅1が1例、幅2が4例、幅3が5例、幅4が8例、幅5が7例、幅6が2例となる。官品差2以上は省略するが、正4品以下の場合、官品差で言えば差1、上下階の幅を1とした場合で2の幅で上昇するのが遷転の基本で、官品差で2、上下階の幅を1とした場合で4の幅の遷転がそれに次ぎ、従3品以上の場合、上昇する幅は0が最多で1が次ぎ、その次が2、という前2節の検討結果と大いに異なり、上昇幅が大き過ぎることになる。

これは計算方式に問題があるからではないか。実は表3において上昇幅が大きいものには従3品に属する事例が多く含まれている。よって従3品の官職就任事例をあらためて検討してみよう。

従3品に配置される官職を官品表の下位から記すと、

竜驤將軍 中州刺史 輔国將軍 太中大夫 護羌等校尉 冠軍將軍 武衛將軍 太子左衛率 二大二公長史 征虜將軍 (5官) 四方中郎將 散騎常侍

となっている。正4品上以下から従3品の官職に遷った者が、その次に就いた官職を調べると(同じ將軍号を維持している場合は、その次の官職を採る)、以下ようになる。

| | | |
|--------|-----------|--|
| 竜驤の場合 | ： 征虜に遷る | 6例 (36, 45, 46, 55, 56, 60) |
| | ： 正3に遷る | 3例 (37, 83, 85) |
| 輔国の場合 | ： 散騎常侍に遷る | 1例 (27) |
| | ： 正3に遷る | 1例 (6) |
| | ： 輔国で終わる | 1例 (25) |
| 冠軍の場合 | ： 征虜に遷る | 4例 (17, 20, 38, 77) |
| | ： 正3に遷る | 4例 (28, 63, 67, 70) |
| | ： 冠軍で終わる | 2例 (3, 9) |
| 武衛の場合 | ： 征虜に遷る | 1例 (54) |
| | ： 正3へ遷る | 2例 (32, 53) |
| | ： 武衛で終わる | 1例 (39) |
| 征虜の場合 | ： 正3へ遷る | 10例 (12, 16, 29, 30, 59, 51, 68, 69, 73, 84) |
| | ： 散騎常侍に遷る | 1例 (31) |
| | ： 征虜で終わる | 3例 (42, 57, 81 ⁽¹³⁾) |
| 中郎將の場合 | ： 正3へ遷る | 1例 (33) |
| | ： 降格 | 1例 (75) |
| 常侍の場合 | ： 正3へ遷る | 7例 (8, 14, 15, 21, 22, 34, 66) |

冠軍將軍までは、半数近くが征虜(1例のみ散騎常侍)に遷り、その後正3に遷っている。

何故に將軍号をこのような配置にしたのか。正4品以下の同一官品に複数の將軍号(群)が配置されていたのと同様の措置であろう。將軍号は軍勲に対して与えられるという側面をもっていた。軍勲が官品とは別の原則によって運用されていたことは閻步克氏の明らかにしたところであるが⁽¹⁴⁾、『魏書』孝莊紀建義元年五月条の詔に

又以舊叙軍勲不過征虜、自今以後、宜依前式、以上餘階、積而爲品。

とあり、軍勲によって与えられる將軍号は征虜までという規定があったことが分かる。征虜までは軍勲に対応するために設けられた將軍号であったから、征虜、冠軍、輔国、竜驤の諸將軍は正4品以下の諸將軍の場合と同様に、従3品において分けて配置されなければならなかったのである。例えば正4品では、鎮遠など遠字を共有する3將軍、建字を共有する3將軍、立字を共有する3將軍、武字を共有する5將軍という、3つの將軍号群が配置されているように、である。そして、従3品將軍号はそれぞれ離れて配置されていても、上で見たように、竜驤から冠軍までと征虜とは明らかに異なる扱いを受けている。竜驤～冠軍は1群として理解すべきではないか。先の計算方式によれば、正4上から冠軍までは

1、征虜までは2とすべきであろう⁽¹⁵⁾。

この判断に基づき、正4品以下から従3品以上に遷った場合の幅を計算し直すこととする。その結果は以下の通りである。なお特別の事情があると考えられる官品差3以上は省略する⁽¹⁶⁾。

(イ) 官品差1の場合

幅1： 8例 (3, 4, 6, 9, 17, 20, 27, 56)

2： 10例 (12, 16, 23, 28, 53, 55, 60, 68, 70, 77)

3： 6例 (8, 15, 21, 42, 57, 73)

4： 2例 (66, 75)

(ロ) 官品差2の場合

幅3： 10例 (18, 36, 37, 45, 52, 63, 79, 80, 82, 83)

4： 8例 (32, 38, 46, 61, 64, 67, 72, 76)

5： 5例 (11, 22, 33, 54, 59)

この結果は、正4品以下の昇進のあり方に準ずるものであると言える。正4品以下から従3品以上に昇進する場合、

- ・官品差1が最多で官品差2がそれに次ぎ、これが基本である。
- ・官品の上下階幅（従3品は冠軍將軍までを下階に相当すると想定する）を1とした場合、官品差1について1～2の上昇が7割に達し、これが通常のあり方であったとしてよい。

ということになる。

6 従3品の將軍号と官職の再検討

前節の検討の結果、表3は、修正の必要が生じる。修正箇所を以下に示す。

| 修正 | 事例 | 内訳 |
|-------|----|----------------------|
| -6→-5 | 1 | 67 |
| 1→0 | 1 | 4 |
| 3→1 | 7 | 19,36,45,46,55,56,60 |
| 3→2 | 1 | 27 |
| 4→2 | 2 | 37,85 |
| 5→4 | 1 | 6 |
| 6→4 | 1 | 67 |
| 6→5 | 1 | 83 |

これにより表3の集計を部分だけを掲示し、各上昇幅の百分率を示すと次のようになる。

| 幅 | 元氏 | 他氏 | 計 | 百分率 |
|----|----|----|-----|------|
| -5 | 0 | 1 | 1 | 0.3 |
| -2 | 0 | 1 | 1 | 0.3 |
| -1 | 2 | 2 | 4 | 1.2 |
| 0 | 57 | 84 | 141 | 41.7 |
| 1 | 52 | 47 | 99 | 29.8 |
| 2 | 28 | 25 | 53 | 15.7 |
| 3 | 7 | 9 | 16 | 4.7 |
| 4 | 11 | 7 | 18 | 5.3 |
| 5 | 0 | 1 | 1 | 0.3 |
| 6 | 2 | 0 | 2 | 0.6 |

上昇幅3以上の割合の減少を指摘できるが、上昇幅0, 1, 2のケースはほぼ変わらない。もとの將軍号を維持する場合を除くと、上昇は將軍号群の間隔を1とした場合、1, 2の幅であったという結論は動かないのである。

つまり、従3以上の遷転においては、上昇幅が0から2までが9割近い。孝明帝の時期には大きな政治的闘争があり、自派の官僚の優遇という状況が広く見られた。また前にも述べたように六鎮の蜂起以後の内乱は、河陰の変における大量の官僚の虐殺をも伴い、失われたポストの補填が必須となり、官僚の昇進速度、幅ともに大きくなる。そのような状況の中でなお上昇幅が2以下に止まる事例が87.6%に達するという事は、官僚の遷転が、能う限りで階梯を踏む形で行われていることを示しているのである。

特に上昇幅が大きい事例について説明しておこう。34の元肅は爾朱榮に協力して王となり、後將軍・広州刺史に任ぜられ、次いで衛將軍・肆州刺史となった。弟が爾朱氏に擁立されて皇帝となるのはこの直後である。爾朱氏との関係がこのような大幅な將軍号の上昇につながったのであろう。67は撫軍・定州刺史の時に除名処分に遭い、マイナス6と大幅に下がった後に輔国・南秦州刺史として復活した。大幅な降等の理由は不明だが、それに対する回復措置と理解できる。79は中書監・兼吏部尚書の時、「解除余官、正位選曹（＝吏部尚書）」との扱いを受けた。たとえ中書監の時に將軍号を保持していたとしても「余官は解除」という措置の対象となったと考えられ、とすればマイナス2の左遷となる。理由は不明。その次に衛將軍となったから、吏部尚書からは5の上昇という形になるのであるが、中書監からだと上昇幅は2となって通常の遷転の範囲内に収まる。回復措置と通常の遷転が合わさった形での異動であった。また29元継は元乂の父。侍中・領軍から特進・

驃騎に遷ったのはその関係が働いたのであろう。なお、正 2 品の衛將軍以上は、

四征將軍 衛將軍 車騎將軍 驃騎將軍 尚書令 特進 太子三師 衛大將軍
と、短い間隔で將軍号が配置されている。車騎と驃騎は同格として、それぞれを 1 の幅として計算した結果を表 3 にしたが、正 2 品の昇進の幅がこれでよいのかどうか、問題は残る。実は、幅 4 とした事例のうち、5、6、13、15、27、32、76 は、この正 2 品の扱いによるのである。とすれば差 4 の事例は 11 のみとなり、全体の 3.3% にしか過ぎなくなる。

79 以外のマイナスの遷転事例にもふれておこう。75 は南中郎將から武衛將軍に遷った。これは官品表では左遷となる。しかし同時に南中郎將よりは幅 2 上位の左衛將軍を兼任しているから、これでバランスを取った可能性がある。次に遷った平南は左衛より上位に置かれている。29 は免官から復歸した官職が免官以前より低かった事例。免官から復歸した場合の扱いは、『魏書』卷 78 張普惠伝に「故事、免官者、三載之後降一階而叙、若才優擢授、不拘此限」という規定があるが、实例は一定してはいない。除名の場合も同じであるが、いずれもこのように下がった地位につけられる場合もあれば、前官と同じ扱いの場合或いは上昇する場合もある⁽¹⁷⁾。67 は先にも触れたように前官より大幅に下がった地位に落とされたが、1 官を経て除名前の方に復活している。32 の光祿卿から平北・相州刺史への遷転、61 の度支尚書から平南・光祿大夫・給事黃門侍郎への遷転はいずれも地位の下落であるが、その理由は不明にせよ、次には前者が中軍・大宗正卿、後者が鎮軍・金紫光祿・黃門侍郎という前官より上位に遷っている。

7 遷転の間隔

ところで遷転を問題にする場合、前職とどれだけ年数が隔たっていたかが、併せて問われなければならないだろう。第 3 節で長い期間に就任記録がないいくつかの事例を挙げ、記載脱落の可能性ありとしたが、逆に短期間に多数の官職を経るケースも少なくない。遷転一覧に記載した中で墓誌や伝に就任した年が明記されている事例を選び、その間にいくつかの官職を経たかを調べ、1 官職あたりの在職年を計算して表 5 を作成してみた。世宗宣武帝即位以後とするが、その直前の太和末年の事例も含めることとする。また六鎮の乱勃発後は汎階が繰り返され、大幅な昇進が行われるので、肅宗孝莊帝即位までに限定する。宣武帝は太和 23 年(499) 4 月の即位、孝明帝は延昌 4 年(515) 1 月の即位であるので、就任記載に「世宗初」あるいは「世宗即位」とあれば 499 年、「肅宗初」とあれば 515 年として処理する。なお、官に就いたまま死去した場合は、没年までの年数を最終官を含めた経歴官数で割って平均在職年とするが、実際は最終官に就いてからの年数があるので、平均在職年はそれより長くなる。故に「+」記号を付す。父母の喪に服する時期や免官や除名の措置を受けている事例は、在職年の計算に不確定要素を与えるので、省いてある。また第 3、4、5 節で用いた昇進幅が 0 の回数を、備考欄に示す。昇進幅 0 を経験しない事例は記載しない。

表5 在官年数

| | 姓名 | 経歴 | 官 | 平均年数 | 備考 |
|----|-----|-----------------------------|----|------|-------------------|
| 1 | 元鸞 | 世宗初に平東→正始2(505)安北で没 | 2 | 3+ | |
| 2 | 元詮 | 世宗初に冠軍→元愉の反(508)後に左僕射 | 3 | 3 | 1 |
| 5 | 元遙 | 景明初に平西→延昌3(514)に征南大 | 5 | 3 | 1 |
| 6 | 元暉 | 世宗初に散騎侍郎→神龜2(519)に左僕射で没 | 9 | 2.2+ | 1 |
| 11 | 元熙 | 世宗没(515)で太常少卿→神龜1(518)安東 | 5 | 0.6 | 3 |
| 13 | 元懌 | 世宗初に金紫光祿大夫→延昌1(512)太傅 | 5 | 2.6 | |
| 21 | 元端 | 肅宗初に鴻臚少卿→孝昌3(527)に撫軍 | 5 | 2.4 | 1 |
| 24 | 元湛 | 永平4年(511)に秘書郎→建義1(528)廷尉少卿没 | 8 | 2.1+ | 1 |
| 25 | 元廩 | 肅宗初に員外郎→建義1(528)に輔国で没 | 5 | 2.6+ | |
| 30 | 元天穆 | 永平1(508)に員外郎→莊帝即位(528)に太尉 | 4 | 5 | |
| 31 | 元延明 | 肅宗初に刺史→莊帝即位(528)大司馬 | 19 | 0.7 | 10, 不行1 |
| 33 | 元恭 | 正光3(522)に襄威→永安3(530)に安東 | 5 | 1.6 | 1, 不拜1 |
| 42 | 司馬悦 | 世宗初に鎮遠→征虜で永平1(508)没 | 3 | 3+ | 1 |
| 46 | 崔景邕 | 景明4(503)に都督長史→延昌4(515)に征虜 | 3 | 4 | 1 ⁽¹⁸⁾ |
| 49 | 劉道斌 | 世宗初に謁者僕射→正光4(523)に平東で没 | 7 | 2+ | 3 |
| 53 | 侯剛 | 世宗初に奉車都尉→正光6(525)に儀同三司 | 15 | 1.7 | 5 |
| 63 | 楊暉 | 太和23(499)に奉朝請→孝昌2(526)に冠軍 | 6 | 4.5 | 1 |
| 68 | 楊津 | 延昌末(515)に右→永安初(528)に衛 | 10 | 1.3 | 6 |
| 69 | 楊昱 | 延昌3(514)に宣威→孝昌初(525)に征虜 | 3 | 3 | |

これらを平均在官年数で分類してみよう。

| | |
|-----------|------------------|
| 1年未満 | 11、31 |
| 1年以上～2年未満 | 33、53、68 |
| 2年以上～3年未満 | 6、13、21、24、25、49 |
| 3年以上～4年未満 | 1、2、5、42、69 |
| 4年以上 | 30、46、63 |

事例はかなり拡散している。ところで、將軍号が変わらず、実務の官職が変わる場合は、官僚としての地位に変化はないと考えられる。考課が上中であれば昇進するのであるから、地位が上昇しないのは考課の成績が悪いからという可能性はあるが、ほとんどが上中であるという当時の考課の状況⁽¹⁹⁾からすると、そのことはあまり考慮に入れなくてよさそう

である。とすれば、上位の地位に昇進するほどの年数が経過していない、或いは昇進資格が不足しているという可能性を、もちろんそれ以外の可能性もないではないであろうが、考えるべきであろう。よって表5の備考欄の数字を経歴した就任数から差し引いて計算し直すと、次のようになる。

| | |
|-----------|--|
| 1年以上～2年未満 | 11、31 |
| 2年以上～3年未満 | <u>6</u> 、13、 <u>24</u> 、 <u>25</u> 、33、53 |
| 3年以上～4年未満 | <u>1</u> 、5、21、 <u>49</u> 、68、69 |
| 4年以上 | 2、30、 <u>42</u> 、46、63 |

これによれば、3年以上を経て上位の地位に昇る事例が6割近くあり、2年以上となると9割となる。下線を付した6例は在任中に死去した事例であるから、在職年数はさらに長かった可能性をもつから、3年以上の割合はもう少し高くなるかも知れない。上位の政治的地位に登るには2年以上かかるのが通常であったことがまず確認されるのであり、時には5年以上を要することもあったことも注目されるのである。

ところで服喪の期間がある故に表5には含めなかった52崔鴻の場合、遷転の年度が比較的多く伝に記載されているので、これをこれまでの検討結果と照合させてみよう。

- ① 景明3(502) 員外郎→給事中→尚書郎→
- ② 永平初(508) 行台鎮南長史→軽車・尚書郎→員外常侍・領郎→
- ③ 延昌3(514) 父の喪→
- ④ 延昌3(514) 員外常侍・領郎→
- ⑤ 延昌4(515) 加中堅、常侍・領郎故如→中散大夫・領郎→
- ⑥ 其年(延昌4) 司徒長史→
- ⑦ 正光1(520) 加前將軍→
- ⑧ 孝昌初(525) 給事黄門侍郎、尋加散騎常侍→
- ⑨ 孝昌1(525) 死去

員外郎から②の長史までは6年であるから1官平均2年となる。③の服喪を挟んで②の員外常侍・領郎は④と同一官であるから、長史から④までは3官として計算できるはずで、平均2年の就任となる。1年未満で終わっている服喪の期間を考慮するとさらに短いことになる。しかし②の長史は10月に起こった予州の城人白早生の反乱に対処する行台の属官であり、12月に乱が平定されると間もなくその任は解かれたとしてよいであろうから、軽車・尚書郎は翌永平2(509)初め頃の就任と想定可能であり、とすれば②～④の軽車および員外常侍の就任期間は平均して3年という考え方が成立する。ここまでは表5に基づく計算と合致する遷転期間である。ところが④⑤は尚書郎の本職は変わらず、従5→従4上→正4と官僚としての地位の上昇が図られたと考えてよいが、その就任期間は併せても1年ほどと非常に短い。これは表5からは読み取れない結果である。そして⑥以後になると状況は一転し、⑦の加官があるまでに5年、それから最終官となった⑧への就任までも5年を要していて、正3の前將軍で10年間を過ごしたことになる。これは長期間に過ぎるという感はあるけれども、先述した、時には5年以上を要することがある、という事例のひとつに数えることができるであろう。

とすれば、宣武帝、孝明帝期の北魏においては、2年以上、そして4年未満程度で上位の官職に遷転するという大まかな状況を認めてよいのではないか⁽¹⁹⁾。ただし、崔鴻の事例で明らかのように、遷転に要する年数にはかなり大きなばらつきがある。考課とそれに伴う叙任が規定のように行われていなかったという事情⁽²⁰⁾も手伝っていたのであろうが、官僚の遷転には個人的な事情や時期的な問題などによる差があったのであろう。

比較的短い期間での遷転に伺える事情の一般を探ってみよう。短い遷転の一般的な要因として指摘できるのは、まず、表5によっても分かるように、同じ將軍号等のもとでそれより下位の官職をいくつか遷るケースである。これは政治的地位という点では変化を生まない。次に六鎮の乱以後、度重なる汎階によって將軍号が乱発されたことが、重要な要因として挙げられよう。これは政治的地位の上昇を伴う。さらに建義元年(528)の河陰の変による多数の官僚の死亡など、政治的な混乱も官僚の遷転を早めたはずである。

他方、個別の事情も少なからず関わっていたことも間違いない。表5からは省いてあるが、8元昭についてはその伝に

世宗時、昭從弟暉親寵用事、稍遷左丞。世宗崩、于忠執政、昭為黃門郎、又曲事之。忠專權擅威、枉陷忠賢、多昭所指導也。靈太后臨朝、為尚書・河南尹。讐而佞戾、理務峭急、所在患之。尋出為雍州刺史、在州貪虐、大為人害。後入為尚書、諂事劉騰、進号征西將軍、卒。

とある。于忠の專權は宣武帝が没した延昌4年(515)1月から9月までと短い、從弟の元暉が孝明帝の初めから神龜2年(519)9月の死去まで尚書僕射として吏部を撰選し、正光1年(520)7月には元乂・劉騰が権力を掌握する。つまり、元昭の短期間での遷転を可能にしたのは人事権をもつ者、権力者との結びつきだったのである。

また11元熙については、その伝に

延昌二年襲封、累遷兼將作大匠、拜太常少卿、給事黃門侍郎、尋轉光祿勳。時領軍于忠執政、熙、忠之嬖也、故歲中驟遷。

と、より明確な証言がある。当権者との姻戚関係が年内の数度の遷転をもたらしたのである。

さらに6元暉であるが、上に引いた元昭の記事に「親寵愛用事」の句があるほかに、暉本人の伝にも

再遷侍中、領右衛將軍、雖無補益、深被親寵。凡在禁中要密之事、暉別奉旨藏之於櫃、唯暉入乃開、其余侍中・黃門莫有知者。

と、宣武帝による親寵ぶりが記される。それにより昇進が早かったのであろう。

他の事例も同様の検討が行えればよいのであるが、それはなかなか困難である。けれどもこれまでの検討をみれば、宣武帝、孝明帝の時期においては、通常、上位の官職への遷転には2年以上、それも多くの場合4年ほどを要したとしてよいのではないか。⁽²¹⁾

お わ り に

本稿で確認できたことをまとめると次のようになる。

- a) 正4品以下の場合、1つの官品を1度の就任でクリアする。その内実は官品の上下階の隔たりを1とした場合、幅2の異動である。これが基本で、官品差2の遷転（上下階の隔たりでは幅4）がそれに次ぐが、これは通常とは異なるという認識があった。
- b) 従3品以上の場合、同一官品の官職を何度か経ることが非常に多いが、それは同一の將軍号（同一の官職のこともある）を維持しているケースが半ば近い。上位に遷る場合は、將軍号（群）と直近上位の將軍号（群）の隔たりを1とした場合で、1もしくは2幅での上昇が基本であった。
- c) 正4以下から従3以上に遷る場合は官品差1、2の上昇が基本であるが、將軍号（群）間の隔たりを1とした場合、官品差1について通常1～2の上昇であった。
- d) これらの上昇幅を超える遷転には特別の事情の存在があった。
- e) 上位へ官職への遷転には通常2年以上、それも多くは4年ほどを要した。
- f) つまり、従3品の壁を突破するまでは官品差1または2で昇進し、それ以後は將軍号（群）の差を1とした場合1または2の幅で昇進する。これが北魏後期の遷転の基本的なあり方であったと考えられる。

政治社会の状況によってこれに違う事例が多くなるが、しかし、これらが基本のあり方として存在していたことは、システムチックな形で北魏後期の官僚の遷転が行われていたことを示している。一方で、通常より短い間隔で上位の官職に遷転する事例があるとともに、逆に長い事実を経てようやく政治的地位が上昇する事例もあることが明らかとなった。これらの事実は、北魏の官僚制のみならず、貴族制の理解に影響を与えるであろう⁽²²⁾。そのような大きな問題以前にも、従来見解が一致していない「階」について新しい見方を可能にするであろう⁽²³⁾。

墓誌や列伝の記載に欠落がある可能性は否めないし、確実性を欠く遷転判断に立脚しているという批判が起こるであろうことも想定できるが、80を超える事例から抽出した結果が一定の方向性を示していることも間違いないと考えられることを補足として述べて、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 以下、本稿で言及する拙稿は以下の通りである。
 - A：「北魏後期における將軍号」（『東洋学報』96-1、2014）
 - B：「正史と墓誌—北魏墓誌の官歴記載を中心に—」（平成18-20年度科学研究費補助金成果報告書・伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』、2009）
- (2) 外号將軍である。本稿でも將軍号という場合は外号將軍を指す。ただ遷転の過程では内号將軍に就任する場合もあり、それも遷転表に反映させた。
- (3) 拙稿B参照。
- (4) 本稿で取り上げる墓誌は梶山智史『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所、2013）所掲のものに限定する。同目録は最も豊富に、最近までの墓

- 誌の情報を記載しているからである。ただし、ごく一部であるが筆者未見の墓誌がある。
- (5) 複数の官職を記載してある墓誌には、就任官職群を一括して表記するものがあり、列伝を参照しても、遷転過程を明確に示し得ない場合には、採り上げない。
- (6) 以下、官品を示す品の字を省略することがある。
- (7) 中山郡は上郡の可能性が高く、正 4 の官職と思われるが、その前にもっていた従 4 上將軍を維持していた可能性も残る。
- (8) 太子中庶子 (4 上) から尚書左丞 (従 4 上) への遷転を固辞したので、左丞就任を実現させようとして驍騎 (正 4 上) ・左丞としたが、驍騎も中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎 (正 4 上) を与えることにしたのであろう。吏部郎は伝によると長兼吏部郎となっているが、兼任よりは正官に近い。
- (9) 64 王翊については前稿参照。
- (10) 拙稿「北魏における弘農楊氏」(平成 22-26 年度科学研究費補助金(基盤研究(A) 中間成果報告書、伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晋南北朝史研究の新たな可能性』、2013)
- (11) 伝によれば長兼吏部郎。次の左長史も長兼となっている。なお、表 2, 3 においては長兼した 2 官職は正官に準ずる扱いであったと考えて処理する。それが誤りであったとしても大勢に影響を与える数ではない。
- (12) 車騎→驃騎という遷転事例が少なからずあるが、官品表に付せられた両將軍の原註に「二將軍加大者、位在都督中外之下」とあるので、同格として扱う。衛將軍と車騎將軍との間には差があると考えべきである。なお、官品表には諸將軍加大者が四征將軍の下にあり、原註によると、四鎮大將軍は衛將軍の下、四征大將軍は衛大將軍の下、衛大將軍は太子太師の上とある。いずれも正 2 品の扱いである。これらは切れ目となる將軍号として機能した可能性もあるが、衛大將軍以外は実例は極めて少ないこともあり、その扱いからは除外しておく。衛大將軍は実例が多いが、正 2 品の最上位となるので、驃騎より 1 上位とすればよく、間隔の計算には支障を来さない。
- (13) 81 は征虜を得たあと西魏の時期に入る。
- (14) 『品位と職位—秦漢魏晋南北朝官階制度研究』中華書局、2002
- (15) 閻步克氏は、既に前註所掲書 459-460 頁に載せる奚康生の軍勲の計算において、征虜・輔国・竜驤の諸將軍を同一群として扱っている。しかし、これらの將軍号は、それぞれの間に他官を挟んで配置されており、同一として扱うにはその根拠を示す必要があったであろう。
- (16) 22 は中堅將軍で計算した。宗正少卿を採れば数字が異なる。37 も竜驤將軍で計算した。武衛將軍を採れば数字が異なる。また 39 は官品不明の官職からの遷転であるので除外した。
- (17) 例えば 80 は左將軍・兗州刺史の時除名されたが、次には安西・光祿大夫となった。
- (18) 元英が義陽を攻める時の都督長史となったのである。元英の義陽攻撃は本紀によると景明 4 年である。崔景邕は景明初に母の喪に服し、喪が終わって都督長史となった。景明 4 年は 3 年の喪があける年に一致する。

- (19) 母老に侍するために官を離れた、さらに除名があったなどの事情で、全時期を通しての検討が難しいので表5から省いた67楊椿の事例を見ると、景明4年(503)に冠軍・行梁州事として官職に復帰し、正始2年(505)には光禄大夫・仮平西將軍として仇池の叛氏を討ち、同年にはさらに光禄大夫の肩書きで武興の楊集起を討っている(肅宗紀)。ともに梁州に在任していたからの任命であろう。そして正始5年(508)に安東・太僕卿となった。足かけ5年の梁州在任であったと考えられる。その間に光禄大夫となっているから、1度の政治的地位の上昇には平均2年半を要したということになる。続いて永平3年(510)に安北・朔州刺史、延昌3年(514)年に撫軍・都官尚書となった。太僕で3年、朔州刺史で4年の在任であるが、西安將軍には7年間とどまったわけである。その後撫軍・定州刺史となって神龜2年(519)には在任していたことが息子の楊昱伝から判明する。昱は正光元年(520)の元叉のクーデターによって済陽内史に出される。椿が弾劾によって除名されるのも、恐らくこのクーデターの時と思われる。とすれば、定州刺史となった時期は判明しないものの、尚書と刺史の時期を合わせて6年となり、従2品の將軍号は6年間維持していたことになる。もっとも、除名から復活後は、六鎮の乱に際会し、官職の変動は激しくなる。
- (20) 考課についての先行研究は数多いが、福島繁次郎『増訂中国南北朝史研究』名著出版、1979、陶新華『北魏孝文帝以後北朝官僚管理制度研究』巴蜀書社、2004、戴衛紅『北魏考課制度研究』中国社会科学院出版社、2010、を挙げておく。
- (21) 散官の考課は4年1考という考え方が行われていた時期があり、太守や県令は6年1考とされたことがあり、長期にわたる刺史就任の事例があり(陶新華前註所掲書第1章参照)、官僚の遷転期間を一律に計算することの問題は承知しているが、政治的身分が上昇するために要する期間をおおまかにでも推定することに意味があると考えたことを付記しておく。
- (22) 例えば、『通典』卷16・選挙4に孝明帝の時、「官人失序」の状態であることについて清河王元懌が行った上表を載せて、孝文帝の時の起家官の定めが守られなくなったことを問題にしている。これは本稿にも関わる重要な記事ではあるが、北魏における貴族制を論ずる際に採り上げることにしたい。
- (23) 「階」については、別稿を準備している。

[補記]

本稿は2014年9月14日の国際学術シンポジウム「石刻史料から見た魏晋南北朝—北朝史を中心に—」における報告を骨子としている。当日、岡部毅史氏による貴重なコメントを頂いたが、註(21)に記したように、現在進めている検討に生かすことにして、謝意を表すのみとすることを了とされたい。

附：宣武帝以降の北魏官僚の遷転過程一覧

凡例

- ・元氏と元氏以外に分け、没年（没年不明の時は葬年）順に並べる。それぞれに番号を付すが、元氏は1～39、元氏以外は40～86である。
- ・皇帝名は廟号で示す。世宗以前に官歴のある場合は省略し、最初に→を記して省略を示す。東魏、西魏以後の官歴も省略し、末尾に→を付してそれを示す。
- ・遷転は→で示し、墓誌もしくは列伝に遷転を示す語があれば〔 〕の中に記入する。官職の後の（ ）内の数字は官品である。
- ・將軍号は紙数の関係で將軍の語を省略する。
- ・王爵を得た者は就官に差が生じるので、それを得た段階で〔王〕と記す。
- ・墓誌を中心に記載し、列伝に記載のある官職は下線を付す。墓誌記載量が少ない場合には列伝を中心に記載し、その旨を註記する。
- ・註記は各事例ごとに加える。
- ・人名の後に列伝（『魏書』の場合は巻数のみ）の所在と、墓誌の所在を記す。墓誌の所在は代表的なものに限定し、略称と頁数を下に記す。略称は以下の通りである。論文の場合は、それぞれの箇所_に註記する。

校： 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（全10冊、線装書局、2008）

『河北』：石永士等著『河北金石輯録』（河北人民出版社、1993）

『皇家』：天津人民美術出版社編『北魏皇家墓誌二十品』（天津人民美術出版社、2003）

『千唐』：吳鋼主編『全唐文補遺・千唐誌齋新藏專輯』（三秦出版社、2006）

『拾零』：趙君平等編『河洛墓刻拾零』（北京図書館出版社、2007）

『補遺』：韓理洲等編『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010）

『聖殿』：鄭州市華夏文化芸術博物館編『聖殿裏拾来的文明』（文物出版社、2011）

『安豊』：賈振林編著『文化安豊』（大象出版社、2011）

『秦晋』：趙君平・趙文成編『秦晋予新出墓誌蒐佚』（国家図書館出版社、2012）

『七朝』：齊運通編『洛陽新獲七朝墓誌』（中華書局、2012）

『北大』：北京大学図書館金石組編『1996—2012 北京大学図書館新藏金石拓本菁華』（北京大学出版社、2012）

1 元鸞（19下、校4-51）

〔王〕→〔除〕平東（3）・青州刺史→〔転〕安北（3）・定州刺史

2 元詮（20、校4-213）

〔王〕→〔除〕冠軍（従3）・涼州刺史→〔進号〕平西（3）→平南・都督南討諸軍事→〔除〕平北・定州刺史→〔除〕侍中（3）・尚書左僕射（従2）（a）

註a：伝によれば「尋除侍中、兼以首告之功、除尚書左僕射」とある。京兆王元愉の反乱に対する功績が勘案されての大幅昇進であった。侍中となったのと同様の可能性が高い。

3 元彦 (a) (19 下、校 4-314)

[王] → [授] 驍騎 (4 上) → [遷為] 冠軍 (従 3) ・ 幽州刺史 (b)

註 a : 伝では景略を諱とするが、墓誌は彦が諱で景略は字。なお伝では世彦が字となっている。

註 b : 伝では幽州とするが、贈官が予州刺史であることを考えれば幽州が正しい。

4 元萇 (14、『拾零』 23)

→ 鎮遠 (4) ・ 撫冥鎮都大将 → 輔国 (従 3) ・ 都督南征 → 太中大夫 (従 3) ・ 兼太常卿 (3)
→ 散騎常侍 (従 3) ・ 北巡大使 → 征虜 (従 3) ・ 恒州刺史 → [為] 北中郎将 (従 3) ・ 帶河
内太守 → 河南尹 (3) → 侍中 (3) ・ 度支尚書 (3) → 散騎常侍 ・ 安西 (3) ・ 雍州刺史 (3)
(a)

註 a : 全体として一括表記であるが、間に句が入ることにより北巡大使、河内太守で切れることは
確実である。残りの弁別が難しいが、輔国 < 太中大夫 < 征虜 < 北中郎将 という序列であるから、それ
に依拠した遷転として、このように分けた。なお、北魏では使節の時に帯びる散騎常侍は兼任で
あることが多いので、北巡大使の時に帯びた散騎常侍も同じであろう。

5 元遥 (19 上、校 4-350)

→ 平西 (3) ・ 涇州刺史 → [為] 七兵尚書 (3) → [遷] 中領軍 (3) → [拜] 鎮東 (従 2) ・
冀州刺史 (3) → [除] 護軍 (従 2) ・ 加右光祿大夫 (2) (a) → 征南大 (2) ・ 都督南征諸
軍事 → [除] 征北大 ・ 都督北征諸軍事

註 a : 伝では左光祿大夫、領護軍の後に冀州刺史就任を記すが、校勘記は『高氏小史』などから採
った際の誤りであるとする。

6 元暉 (15、校 5-46)

→ 散騎 (侍郎) (5 上) → 中書侍郎 (従 4 上) → [為] 給事黄門侍郎 (4 上) → 河南尹 (3)
・ 加輔国 (従 3) (a) → [転] 侍中 (3) ・ 領右衛 (3) → [転] 吏部尚書 (3) ・ 加散騎常
侍 (従 3) → [為] 鎮東 (従 2) ・ 冀州刺史 → [為] 尚書右僕射 (従 2) ・ 撰吏部選事 (b)
→ [遷] 左光祿大夫 (2) 、尚書僕射 ・ 常侍悉如故 → [転] 侍中 ・ 衛大 (2) ・ 尚書左僕射

註 a : 伝では「世宗即位、拜尚書主客郎、巡省風俗、還奏事称旨、為給事黄門侍郎」とあるが、正 6
の尚書郎から黄門郎への遷転は幅が大に過ぎるし、墓誌では尚書郎・太子洗馬になった後、世宗の
即位とされている。伝には誤りがあると考えられ、墓誌に従う。また墓誌には「世宗踐阼、頻遷散
騎中書郎給事黄門侍郎加輔国將軍河南尹」とある。句読が難しいが、「散騎」の用例を墓誌から探
ると、于纂 (『彙』 200) の父の官が散騎であった。これは散騎常侍もしくは散騎侍郎の省略であ
ろう。また元仙 (『彙』 133) は太和中に起家して散騎となり、太子舍人 (前令で 5 中、後令で従
6) に転じている。これに該当する散騎は後令には見当たらない。よって散騎中書郎は散騎侍郎と
従 4 上の中書侍郎のことと考えられる。次が黄門侍郎で、これは伝に記載がある。次に従 3 品將軍
号が加えられ、3 品の河南尹に転じたのである。この場合、將軍号の方が低いことになるが、地方
長官の場合は將軍号が低いことはよくある。或いは武昌王元鑿の伝 (巻 16) に「加冠軍將軍、守
河南尹」とあることから考えて「守河南尹」であった可能性もある。いずれにせよ 4 上 → 従 3 とい

う遷転と考えておく。

註b：伝では尚書左僕射となっている。その後の官歴は記さない。墓誌には後にも左僕射になっているが、伝では冀州刺史の後に「徵拜」とあるので、冀州刺史→僕射となる。

7 元護 (21 上、校 5-90)

[歴] 羽林監 (6) → 直閣將軍

8 元昭 (15、校 5-253)

→ [除] 員外常侍 (5 上) → 尚書右丞 (従 4) ・ 兼宗正少卿 (4 上) → [遷] 尚書左丞 (従 4 上)、加平遠 (4) (a) → 以本官兼散騎常侍・北箱行台、巡省州鎮 → [除] 給事黃門侍郎 (4 上) → 司徒左長史 (従 3) ・ 散騎常侍 (従 3) → 御史中尉 (従 3) ・ 平南 (3) → 侍中 (3) ・ 撫軍 (従 2) ・ 領崇訓太僕 (b) → [除] 度支尚書 (3) ・ 本將軍・河南尹 (3) → [為] 散騎常侍 (従 3) ・ 本將軍・雍州刺史 (3) → [為] 鎮西 (従 2) ・ 七兵尚書 (3) → [除] 散騎常侍・征南 (2) ・ 殿中尚書

註a：墓誌では員外散騎常侍から加平遠將軍(4)まで一括表記となっているが、右丞と左丞が同一時の就任ということとはあり得ないから、3回の遷転に分けうる。なお、昭は尚書殿中郎であったとき、太和23年の齊郡王元簡の死に際して停廢の処分を受けた。よってその後に記される員外常侍からを世宗期と見なす。

註b：墓誌は給事黃門侍郎から領崇訓太僕までを一括表記する。將軍号と散騎常侍を除く職事の官を順次経歴したと考えると、上記のような分け方になる。

9 元子直 (21 下、校 5-282)

[起家] 散騎侍郎 (5 上) → [転] 中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 通直常侍 (4) → [転] 給事黃門侍郎 (4 上) → 加冠軍 (従 3)、仍居門下 → [除] 本 (=冠軍) ・梁州刺史

10 元顛魏 (19 下、校 5-339)

[初為] 員外郎 (7 上) → [除] 給事中 (従 6 上)、加伏波 (従 5 上) → [転] 司徒掾 (従 5 上)、加寧遠 (5 上)

11 元熙 (19 下、校 5-351)

[起家] 秘書郎 (7) → [遷] 給事中 (従 6 上) → [王襲爵] → [拜] 將作大匠 (従 3) (a) → [徙] 太常少卿 (4 上) → [俄遷] 黃門侍郎 (4 上) (b) → [転] 光祿勳 (3)、黃門郎如故 → [拜] 安西 (3) ・ 東秦州刺史 (c) → [為] 秘書監 (3) ・ 安西 (d) → [拜] 安東・相州刺史 (e)

註a：將作大匠は世宗の山陵造營のための臨時の就任である。伝では「兼」とする。

註b：伝では太常少卿と黃門侍郎を併せて「拜」と記す。太常少卿の方が官品は同じでも上位にある。

「俄」の語が付せられているので、何らかの事情の存在が考えられる。

註c：伝は將軍号を平西とするが、同じ3品でも光祿勳より下位にあるので、昇進にならない。安西

は光禄勳より上位にある。墓誌が正しいであろう。

註 d : 墓誌は將軍号を記さないが、秘書監は安西より下位にあるので、伝の「進号安西將軍、秘書監」が示すように、安西を維持したのでであろう。

註 e : 伝は「本將軍」とする。但し相州刺史であれば安東のはずである。

12 元誘 (19 下、校 5-354)

員外郎 (7 上) → [稍遷] 通直郎 (従 5 上) (a) → [除] 太子中舍人 (5 上) → [遷] 太子中庶子 (4 上) → [転] 征虜 (従 3) ・ 衛尉少卿 (4 上) (b) → [授] 左 (3) ・ 南秦州刺史

註 a : 墓誌は通直郎から記載を始めるが起家官としては高過ぎ、伝の記載が正しいと思われる。拙稿「北魏の宗室」(『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、2003 所収) 参照。

註 b : 伝では通直郎以下少卿まで並列になっており、墓誌には征虜が記載されていない。征虜が、太子中庶子、衛尉少卿の孰れに加えられたのか、判断が難しいが、少卿は中庶子より下位にあり、よって征虜が加えられたと考える。

13 元懌 (卷 22、校 5-357)

[王] → [拜] 侍中 (3) ・ 金紫光禄大夫 (従 2) → [遷] 尚書僕射 (従 2) → [転] 特進 (2) ・ 左光禄大夫 (2) → 侍中 ・ 司空 (1) ・ 太子太師 (2) (a) → [進] 司徒 (1) ・ 侍中如故 → [登] 太傅 (1) ・ 領太尉公 (1)

註 a : 世宗紀延昌元年条には光禄大夫から司空になったとあるから、墓誌の記載を分割した。

14 元乂 (16、校 6-18)

[初除] 員外郎 (7 上) (a) → [転] 通直郎 (従 5 上) → [遷] 散騎常侍 (従 3) ・ 光禄少卿 (4 上) ・ 領嘗食典御 → [転] 光禄卿 (3) (b) → [転] 侍中 (3) ・ 領軍 (従 2) ・ 領左右 (c) → [尋加] 衛 (2) → [授] 驃騎大 (従 1) ・ 儀同三司 (従 1) ・ 尚書令 (2) ・ 侍中 ・ 領左右如故 → [除名]

註 a : 墓誌では散騎侍郎とし、次に通直に転ずるとする。とすれば、この散騎侍郎は員外でなくてはならない。

註 b : 墓誌では少卿を記さず、光禄少卿を光禄勳としている。少卿から正卿へ転じ、他の官職はそのままであったと考えてよい。

註 c : 伝は侍中に遷り余官はもとのまま領軍を加えられたという。

15 元寿安 (19 上、校 6-42) (a)

→ [転] 揚州任城王 (鎮南) 開府司馬 (従 4 上) → [為] 司空長史 (4 上) → [入補] 散騎常侍 (従 3) → [出] 行相州事 → [除] 左 (3) ・ 齊州刺史 → [授] 右 (3) ・ 秦州刺史 → [加] 平西 (3) → [為] 太常卿 (3) → [遷] 安南 (3) ・ 都官尚書 (3) → [授] 殿中尚書、加撫軍 (従 2) → [遷] 鎮東 (従 2) ・ 吏部尚書 (3) → [転] 衛大 (2)、加散騎常侍、尚書如故 → [授] 假驃騎大 (従 1) ・ 兼尚書右僕射 ・ 行秦州事 ・ 西道行台、本官如故 → 散騎常

侍・衛大・雍州刺史→以本官、加開府儀同三司・秦州都督・兼尚書左僕射・西道行台・
行秦州事

註 a：伝では墓誌が字とする脩義を諱とし、寿安を字とする。通直郎（従 5 上）で起家した時が世
宗期の可能性があるが、ここでは確実な司馬から記しておく。

16 元融（19 下、校 6-94）

→〔王〕→〔除〕驍騎（4 上）→假征虜（従 3）、〔為〕別將→行揚州事→〔除〕征虜・并
州刺史（3）→〔拜〕宗正卿（3）→以本官行瀛州事（不行）→〔為〕散騎常侍（従 3）・
平東（3）・青州刺史（3）→以本將軍〔除〕秘書監（3）→長兼中護軍（3）→加撫軍（従 2）
・領河南尹（3）、護軍故如→〔遷〕征東（2）、護軍・尹如故→〔官爵削除〕→（復王封）
本將軍・征胡都督→〔加〕散騎常侍（従 3）・本將軍・左光祿大夫（2）→〔除〕衛（2）
→〔遷〕車騎（2）・領左將軍（a）

註 a：伝は前驅左軍都督とする。これが正規の名称であろう。

17 元淵（18、『七朝』23）

〔初為〕給事中（従 6 上）→〔轉〕通直郎（従 5 上）→〔為〕中書侍郎（従 4 上）→〔王〕
→〔為〕給事黃門侍郎（4 上）→〔増号〕冠軍（従 3）・前驅伐蜀→〔授〕征虜（従 3）・
肆州刺史→〔為〕河南尹（3）・兼都官尚書→〔除〕平南（3）・秘書監（3）→〔為〕安北
（3）・恒州刺史→〔遷〕鎮南（従 2）・衛尉卿（3）→〔轉〕光祿勳（3）→〔除〕殿中尚
書（3）→以本將軍都督北征諸軍事（a）→〔増〕侍中（3）、〔進号〕征北、除吏部尚書
・兼右僕射北道行台、即為大都督→〔授〕侍中・衛（2）・定州刺史（b）→〔為〕吏部
尚書（3）、侍中・將軍如故→〔轉〕車騎（2）、余官如故→〔授〕驃騎大（従 1）・儀同
三司（従 1）・兼僕射東北道行台、領前軍、余官仍本（c）

註 a：「本將軍」とあるから、光祿勳・殿中尚書の時にも鎮南を保持していたことになる。

註 b：伝では侍中・右衛となっている。侍中は帯びていたであろうが、右衛は衛の誤りであろう。

註 c：伝では儀同三司・大都督となっている。

18 元順（19 中、校 6-164）

〔起家〕給事中（従 6 上）→〔超轉〕中書侍郎（従 4 上）→〔遷〕太常少卿（4 上）→〔喪〕
→〔除〕銀青光祿大夫（3）・領給事黃門侍郎（4 上）（a）→〔為〕安北（3）・恒州刺史
（b）→〔轉為〕安東・齊州刺史→〔為〕黃門郎（c）→以本官〔除〕護軍（従 2）・加散
騎常侍（従 3）→〔遷〕侍中（3）、護軍如故→〔為〕中軍（従 2）・吏部尚書（3）・兼右
僕射（従 2）→掌選如故、加征南（2）・右光祿大夫（2）→〔轉〕兼左僕射（d）

註 a：墓誌では中書侍郎以下を「歴遷」と一括表記するが、伝によって遷転を確認できる。

註 b：伝は平北とするが、それでは光祿大夫の下位になるので、墓誌が正しい。

註 c：元乂と対立して地方に出されていたが、元乂失脚により都に復帰した。黄門郎だけでは形式的
にはかなりの左遷となりかねないから、安東を維持したままと考えられる。

註 d：伝は黄門郎復帰の後を、兼殿中尚書→侍中→護軍・太常卿→吏部尚書・兼右僕射→征南・右光

祿大夫→兼左僕射と記す。正3の太常卿が墓誌に見えないが、護軍將軍は従2であるから、遷転上は問題は生じない。

19 元瞻 (19 中、校 6-173)

→竜驤 (従3)・光州刺史 (a) →加征虜 (従3) →〔為〕左 (3)・散騎常侍 (従3) →平南 (3)・行兗州事→〔拜〕平東・兗州刺史→〔授〕撫軍 (従2)・行雍州事→以金紫光祿大夫 (従2) 〔加〕散騎常侍、撫軍如故

註 a : 墓誌では「初為歩兵校尉」とあり、伝では「高祖時、自口大夫稍遷宗正少卿」とあり、起家官が一致しない。その後は員外散騎常侍、前軍、顯武、宗正少卿と昇進した。建義元年に51歳で死去しているから、世宗の初めは22歳。いつから世宗の時期になるのか、判断が難しいが、伝に従って宗正少卿までは高祖時としておく。

20 元譚 (21 上、校 6-177)

〔初為〕羽林監 (6) →〔遷〕高陽太守→〔除〕直閣將軍→〔転〕太僕少卿 (4 上) →宗正少卿 (4 上)・〔加〕冠軍 (従3) (a) →仮左 (3)・行徐州事→〔転〕光祿少卿 (4 上) →行南兗州事 (b) →〔除〕征虜 (従3)・涇州刺史 (不行) →〔遷〕平南 (3)・武衛 (従3)・銀青光祿大夫 (3) →仮安北・幽州大都督 (c) →〔授〕司徒左長史 (従3)、銀青如故、仍平南之号→〔除〕安西 (3)・唐州刺史→〔改授〕秦州刺史、仍本号

註 a : 墓誌では「転太僕卿、冠軍將軍、宗正卿」とし、正光4年(523)に葬られた妻司馬氏の墓誌(校 5-196)にも大宗正卿とするが、伝の「歴太僕・宗正少卿、加冠軍將軍」の方が正確であると考え。次の光祿卿も伝の光祿少卿が正確であろう。「加」は伝による。

註 b : 行徐州事、行南兗州事の時は正規の將軍号冠軍を保持していたであろう。

註 c : 墓誌は「遷」から幽州大都督までを一括して記している。伝によれば武衛就任の後に杜洛周を討伐しており、大都督とはこの時のことを指すから、分けるべきである。

21 元端 (21 上、校 6-193)

〔起家〕散騎侍郎 (5 上) →〔為〕通直常侍 (4)・鴻臚少卿 (4 上) →〔除〕太常少卿 (4 上)・常侍如故 (a) →〔遷〕散騎常侍 (従3) (b) →〔為〕安東 (3)・青州刺史 (3) →〔為〕度支・都官二曹尚書 (3) (c) →〔除為〕撫軍 (従2)・兗州刺史→〔遷〕散騎常侍・鎮軍 (従2)・金紫光祿大夫 (従2) (d)

註 a : 墓誌は太常卿(3)とする。太常少卿元端の記事は『魏書』礼志などに散見する。なお、太常少卿は鴻臚少卿より上位に置かれる。

註 b : 墓誌は「除太常(少)卿、(通直)常侍如故、・・・又遷散騎常侍・安東將軍・都督青州諸軍事・青州刺史」とするが、伝は「累遷・・・散騎常侍、出為安東將軍・青州刺史」とある。散騎常侍を維持したまま刺史として赴任したと解釈しておく。

註 c : 列曹尚書は安東の下位にあり、安東を維持したと考えられる。

註 d : 青州刺史以後の官歴は墓誌と伝で大きく異なる。伝では撫軍・金紫光祿大夫・東南道大使、次に鎮軍・兗州刺史となり、都官尚書で没したという。度支尚書就任の記載はない。大使となったの

梁軍の侵攻に対処するためであり、そのまま刺史となったことを伝は記す。墓誌も兗州刺史として梁軍に対処して活躍したことを詳細に記す。しかし、元端の活躍を裏付ける記載は『魏書』などに見られない。ここでは墓誌の記載に従っておく。なお、遷転上からいえば、尚書の時に墓誌では安東を帯びていたが、伝の場合だと鎮軍を帯びていたかの違いが生じる。

22 元讞 (21 上、校 6-196)

[為]羽林監 (6) → [転] 司徒主簿 (6 上) → [遷] 通直散騎侍郎 (従 5 上) (a) → [除] 中堅 (従 4 上) ・宗正 (少) 卿 (4 上) (b) → [辟] 散騎常侍 (従 3) → [加] 左 (3) ・太中大夫 (従 3) 、常侍如故

註 a : 伝では正員郎つまり散騎侍郎 (5 上) となっている。これでも昇進過程としては問題にはならない。

註 b : 墓誌では卿とあるが、次の昇進が散騎常侍であることから考えると、3 品の宗正卿ではなく、宗正少卿が正規の任命であって、それを卿と表現したということであろう。ただし、そのように考えても、將軍号が低い。この点については前稿で触れている。

23 元略 (19 下、校 6-205)

員外郎 (7 上) → [稍遷] 羽林監 (6) → 通直常侍 (4) (a) → [転] 給事黄門侍郎 (4 上) 、加冠軍 (従 3) → [黜] 懷朔鎮副将 (b) → (梁に亡命→帰国) → [義陽王] 、[除] 侍中 (3) → [封] 東平王、[拜] 左光禄大夫 (2) ・儀同三司 (従 1) 、領左衛 (3) 、加車騎大 (従 1) 、侍中 (3) 如故 (c) → [遷] 驃騎大 (従 1) ・儀同三司 (従 1) ・領国土祭酒 (従 3) → [陟] 尚書令 (2) (d)

註 a : 墓誌では員外常侍 (5 上) で釈褐と記すが、伝では員外郎を初見官とする。皇子の孫であるが、始蕃王の第 4 子である人物の起家官としては高すぎるので、伝の伝えるところが正しいであろう。拙稿「北魏の宗室」(『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、2003) 参照。また墓誌では次が通直常侍 (4) となっているが、伝に「自員外郎、稍遷羽林監・通直散騎常侍・冠軍將軍・給事黄門侍郎」とあるので、羽林監を挟んだと考えられる。伝の「稍遷」の語は複数の官職にかかっているが、このような書き方は他にもあり、40 元爽は伝には「稍遷給事黄門侍郎、金紫光禄大夫」とあるが、墓誌によれば「除給事黄門侍郎、・・・除散騎常侍・征東將軍・金紫光禄大夫」となっている。なお、羽林監と通直常侍を同時任命と考えると、あまりにも官品差の大きい官職を同時に受けたことになり、その可能性は低いと考える。

註 b : 墓誌には元义によって左遷された鎮副将は省かれている。將軍号は維持した可能性がある。

註 c : 墓誌は義陽王を記さず、侍中を次の任官の時に合わせて記す。ここは伝に従う。伝ではさらに左光禄大夫 (従 2)) ・儀同三司も与えられていて、これは本紀で確認できる。

註 d : 伝では大將軍となっているが、校勘記も言うようにこれは驃騎大であろう。儀同三司も維持していたことは、河陰の変における死をこの官で記していることでわかる。

24 元湛 (19 下、校 6-209)

[起家] 秘書著作郎 (7) → [除] 司空任城王騎兵參軍 (従 6) → [補] 尚書左士郎 (6) →

〔遷〕左軍(従4上)→〔除〕中書侍郎(従4上)→〔勅〕兼吏部郎(4上)→〔遷〕前(3)
・通直常侍(4)→〔除〕廷尉少卿(4上)(a)→〔拜〕(廷尉)正卿(3)
註a: 廷尉少卿の時には前將軍を維持したと考えられる。

25 元廠(19下、校6-212)

〔為〕員外郎(7上)→〔為〕騎兵參軍(?)→復本任、加襄威(従6上)→〔遷〕員外常侍(5上)→〔遷〕輔国(従3)・通直常侍(4)

26 元子正(21下、校6-225)

→〔除〕散騎侍郎(5上)(不拜)→〔改〕中書(侍郎)(従4上)→〔轉〕太常少卿(4上)→〔王〕、〔除〕侍中(3)・驃騎大(従1)・司徒公(1)・領尚書令

27 元欽(19上、校6-238)

→〔除〕司徒右長史(4上)→〔為〕輔国(従3)・吏部郎中(4上)→〔授〕散騎常侍(従3)・黃門侍郎(4上)→〔除〕大鴻臚(3)→〔授〕度支尚書(3)→〔轉〕大宗正卿(3)・七兵尚書(3)→〔加〕撫軍(従2)、仍尚書→〔母の喪〕→〔除〕鎮南(従2)・金紫光祿大夫(従2)→〔遷〕衛大(2)・中書監(従2)→〔除〕尚書右僕射(従2)、加車騎大(従1)・儀同三司(従1)→〔授〕宗師・侍中・尚書左僕射・驃騎大(従1)、仍儀同→〔為〕大將軍・二道都督→〔除〕司州牧(従2)、仍驃騎・儀同三司→〔授〕侍中(3)・特進(2)・左光祿大夫(2)(a)→〔除〕侍中・司空(1)
註a: 病氣が理由である。

28 元植(16、校6-261)

→〔除〕宣威(6上)・給事中(従6上)(a)→〔為〕鎮遠(4)・司徒掾(従5上)→〔除〕冠軍(従3)・太僕少卿(4上)→〔除〕右(3)・東秦州刺史→〔授〕安西(3)・北華州刺史(b)
註a: 太和21年に太尉參軍事となっていて、その次の任官である。
註b: 伝では安西・東秦州刺史。

29 元繼(16、校6-272)(a)

→〔除〕征虜(従3)・青州刺史(3)(b)→〔轉〕平北(3)・恒州刺史→〔為〕度支尚書(3)→〔免官〕爵→〔為〕平東→(王爵に復帰)〔復〕(度支)尚書(3)(c)→〔除〕侍中(3)・領軍(従2)→〔除〕特進(2)・驃騎(2)、侍中・領軍如故→〔加〕侍中・驃騎大(従1)・儀同三司、特進・領軍如故→〔遷〕司空公(1)、侍中如故→〔轉〕司徒公(1)、仍加侍中→〔轉〕太保(1)、侍中如故→〔轉〕太傅(1)、侍中如故→〔除〕侍中・太師(1)・大將軍(1)・録尚書事・大都督→〔轉〕太尉公(1)、侍中・太師・録尚書・都督如故→〔廢〕→〔為〕太師・司州牧
註a: 墓誌は官歴を一括表記している。点線を附してそれを示す。遷転は伝の記載による。

註b：高祖の時に安北・鎮北將軍を経歴している。

註c：四平より尚書は上位にあるので、尚書の時是将軍号を持たなかったと考えられる。その後免官があったので、四平→尚書という過程をやり直したのである。従って実質的な遷転は四平→尚書の1度である。

30 元天穆（14、校6-324）

[起家]員外散騎侍郎（7上）→[除]員外散騎常侍（5上）・嘗食典御→領太尉掾（從5上）→充西北道行台[除]征虜（從3）・并州刺史→[加]安北（3）、仮撫軍（從2）兼尚書行台→[王][除]太尉公（1）→[仍除]侍中（3）・兼領軍（從2）・驃騎大（從1）・京畿大都督→東北道諸軍事、（京畿）大都督・本官如故→[加]錄尚書事、本官如故→[除]世襲并州刺史、本官・王如故（a）→[為]行台・大都督→[遷]太宰（1）

註a：この箇所、伝では「錄尚書事・開府・世襲并州刺史」と記し、孝莊紀では「為大將軍・開府・世襲并州刺史」とする。伝は別々の任官をまとめて記したのであるが、本紀の大將軍（1）はどのような意味があるのであろうか。州刺史として必要な將軍号が大將軍であるということであろう。太尉より上位に置かれている故に、その次に太宰に任命する際に本紀は「大將軍元天穆」と表記している。

31 元延明（卷20、校6-372）

[王]→[起家]太中大夫（從3）→[除]征虜（從3）・予州刺史（從3）→[加]散騎常侍（從3）→[除]左（3）・徐州刺史→[除]右（3）・雍州刺史（不行）→[拜]廷尉卿（3）、將軍如故（a）→[除]前（3）・給事黃門侍郎（4上）→[除]秘書監（3）・平南（3）、仍黃門→中書令（3）、仍黃門（b）→[除]侍中（3）・安南（3）→[除]鎮南（從2）、仍侍中→[除]衛（2）、仍侍中、領國子祭酒（從3）→以本官兼尚書右僕射（從2）→[除]衛大（2）・東道僕射大行台、本官如故→以本大行台本官、行徐州事→[除]本將軍・徐州刺史、侍中・大行台僕射如故→[除]本將軍・雍州刺史→[除]徐州刺史、仍侍中・本將軍→[加]驃騎大（從1）・儀同三司（從1）→[除]侍中・驃騎大・開府儀同三司・領國子祭酒・兼尚書令（2）→[除]大司馬（1）

註a：廷尉卿とすると將軍号が低いので廷尉少卿の可能性が高い。このことについては前稿参照。

註b：秘書監より并仍黃門まで一括表記となっている。「并」とあるから、秘書監と中書令は同時就任ではなく、兩職の時にいずれも黃門であったのである。とすれば平南はどちらに付くか。前後左右<秘書監<四平<中書令の順序である。秘書監は前將軍より上位であるから、平南を加え、中書令は平南より上位であるから、平南は省かれたと考えたい。

32 元瑒（21上、校6-377）

[起家]通直侍郎（從5上）、加朱衣直閣→[轉]正員郎（=散騎侍郎）（5上）→[移]中書侍郎（從4上）→[遷]武衛（從3）→[徙]光祿卿（3）（a）→[轉]給事黃門侍郎（4上）、仍（光祿）卿→[遷]平北（3）・相州刺史（3）（b）→[為]中軍（從2）・大宗正卿（3）→仍本將軍[授]給事黃門侍郎（4上）→[遷]侍中（3）・車騎（2）・左光

祿大夫 (2) (c) → [封王] → [転] 中書監 (従2) ・本將軍 → [復] 侍中 (3) ・尚書左僕射 (従2) (c) → [拜] 車騎大 (従1) 、加侍中 (d)

註 a : 伝では光祿少卿 (4上) となっているが、武衛の下位になるので、正卿と考える。

註 b : ここでは格下げとなっている。故に次には大幅な上昇となったと考える。前稿参照。

註 c : 伝では侍中・車騎、封王となっているが、本紀では黄門郎から王となったとある。侍中車騎は封王に伴う任官である。なお、伝には左光祿大夫任官は中書監就任の時となっている。

註 c : 車騎を維持していたと考えられる。

註 d : 墓誌には車騎大、侍中の記載なし。

33 元恭 (a) (19下、校6-399)

[除] 揚州別駕、加襄威 (従6上) → [為] 司徒主簿 (6上) → [俄遷] 中書侍郎 (従4上) → [授] 北中郎将 (従3) → [除] 左 (3) ・東徐州刺史 (不拜) → [除] 安東 (3) ・大司農 (3) → [除] 中軍 (従2) ・東荊州刺史 (b) → [除] 鎮西 (従2) ・兼尚書左僕射 (従2) 西北道大行台 ・晋州刺史 (c)

註 a : 字は顯恭。伝では諱を顯恭、字を懷忠としている。

註 b : 伝では荊州刺史であるが、本紀では東荊州。

註 c : 墓誌では將軍号と刺史を欠いている。

34 元肅 (19下、校7-45)

[起家] 兗州平東府録事参軍 (7上) (a) → [転] 徐州安東府録事参軍 (7上) → [特除] 給事中 (従6上) → [補] 直寝 → [遷] 直閣將軍 (b) → [王] → [除] 散騎常侍 (従3) → [除] 後 (3) ・広州刺史、→ [除] 衛 (2) ・肆州刺史 ・常侍故如 → [除] 侍中 (3) ・太師 (1) ・録尚書事 → (c) [除] 驃騎大 (従1) ・東南道大行台 ・青州刺史 (不行) → [除] 太師

註 a : 伝では員外散騎侍郎 (7上) で起家したとする。

註 b : 墓誌では直閣とのみ記すが、本紀では直閣將軍から王に封ぜられたとあるので、それに従う。

註 c : 墓誌は前後を一括表記するが、伝により分割する。なお墓誌は將軍号不記。

35 元爽 (16、校7-68)

[起家] 員外郎 (7上) (a) → [遷] 秘書郎 (7) → 尚書起部郎 (6) ・加輕車 (従5) (b) → [転] 寧朔 (従4) 、郎中仍本 → [除] 給事黄門侍郎 (4上) ・加平東 (3) → [除] 散騎常侍 (従3) ・征東 (2) ・金紫光祿大夫 (従2) ・領直長 → [遷] 衛 (2) ・領左右、余故如

註 a : 伝では次の秘書郎を起家官としている。

註 b : 墓誌の「遷秘書郎・尚書起部郎、加輕車將軍」は分割して理解するべきであろう。

36 元誕 (21上、校7-163)

[起家] 通直侍郎 (従5上) → [遷] 中書侍郎 (従4上) → [遷] 通直常侍 (4) 、加竜驤 (従

3) → [王] → [加]征虜 (従3) → [遷] 平東 (3) ・給事黄門侍郎 (4上) ・加散騎常侍 (従3) → [遷] 征東 (2) 、黄門 ・常侍如故 → [遷] 衛 (2) ・侍中 (3) → (東魏)

37 元鷲 (14, 校 7-277)

→ [転] 直寝 → [拜] 直閣將軍 (a) → [拜] 左軍 (従4上) 、直閣如故 → [除] 竜驤 (従3) ・武衛 (従3) (b) → [除] 散騎常侍 (従3) ・巡撫六鎮大使 → [除] 銀青光祿大夫 (3) 、武衛如故 → [除] 金紫光祿大夫 (従2) → [除] 撫軍 (従2) ・柔玄鎮大將 → [除] 北中郎將 (従3) 、將軍如故 → [除] 征北 (2) ・護軍 (従2) ・領左衛 (3) → 以本官 [除] 領軍 (従2) ・京畿都督 (c) → 除衛 (2) 、本官如故 → [拜] 車騎大 (従1) ・儀同三司 (従1) ・中軍大都督 ・改封華山王 、護軍 ・領軍如故 → [除] 散騎常侍 ・驃騎大 (従1) 、儀同三司 ・王 ・余官如故 → [除] 本將軍 ・加開府 ・徐州刺史 ・侍中 、王如故 → (東魏)

註 a : 「拜直閣將軍如故」とあるが、將軍号の記載はこの前にない。何らかの誤りがあると考えられる。

註 b : 同じ従3であるが、武衛の方が外号將軍の竜驤より上位にある。

註 c : 伝では畿部都督。この京畿は洛陽を中心とする地域である。

38 元均 (16, 校 7-382)

→ [為] 関右大使 (a) → [拜] 員外常侍 (5上) ・寧朔 (従4) → [転] 冠軍 (従3) → [為] 関中大都督 (b) → [除] 征虜 (従3) ・通直常侍 (4) → [加] 散騎常侍 (従3) ・安東 (3) (c)

註 a : 永安2年(529)に52歳で没している。「弱冠」の年と記載される前に員外郎に就任しているが、これは太和期となる。

註 b : 冠軍を維持していたと考えられる。

註 c : 伝では平東となっている。これでも散騎常侍よりは上位であるが、孝荘帝即位に際しての功績を評価されての任命であるので、安東が正しいであろう。

41 寇猛 (93, 校 4-68) (a)

→ [為] 歩兵校尉 (5) ・千牛備身 → [歴転至] 武衛 (従3) ・燕州大中正

註 a : 墓誌は標題に官歴を記す。一括表記であるが、伝と照合すれば、官歴が判明する。

42 司馬悦 (37, 校 4-155)

→ [除] 鎮遠 (4) ・予州刺史 → [為] 征虜 (従3) ・郢州刺史 → [為] 征虜 (a) ・予州刺史

註 a : 伝では本將軍。

43 楊播 (58, 校 4-307)

→ 兼侍中 (3) 、大使 → [転] 左衛 (3) 、本官 (= 平北 (3) ・太府卿 (3)) 如故 → [為] 安北 (3) ・并州刺史 (固辞) → [為] 安西 ・華州刺史 → [授] 安北 ・定州刺史 → [除名]

44 王紹 (63、校 4-286)

[起家] 太子洗馬 (従 5 上) (a) → [転] 員外常侍 (5 上) → [遷] 中書侍郎 (従 4 上)

註 a : 宗室以外の起家官としては高すぎる。特例か。

45 羊祉 (89、校 4-317)

→ [為] 左軍 (従 4 上) ・ 将作都将 (a) → [為] 梁州軍司 (b) → 兼給事黄門侍郎 (4 上)
→ 竜驤 (従 3) ・ 益州刺史 → [為] 梁秦二州刺史、將軍如故 → [転] 征虜 (従 3) → [免官]
→ [徵] 仮平南 (3) ・ 光祿大夫 (3) → [加] 平北 (c)

註 a : 墓誌には将作都将の記載はない。

註 b : 墓誌は梁州軍司とは明示しないが、武興の氏を討ったとあるから梁州と分かる。次の兼官の時とともに左軍を維持したと考えられる。

註 c : 墓誌では平南に「仮」字はない。しかし没後の詔では「新除平北將軍」とあるので、平南の時
には仮であって、その後正規の四平將軍になったと考えてよい。詔によれば、死の段階では光祿大
夫であったことが確認できる。

46 崔景邕 (57、校 4-361)

→ [母の喪] → [為] 左中郎将 (従 4) ・ 大都督府長史 (5 上) (a) → [授] 竜驤 (従 3)
・ 太府少卿 (4 上) → [除] 營州刺史、將軍如故 → [為] 征虜 (従 3) ・ 太中大夫 (従 3)

註 a : 中山王元英の都督府である。

47 辛祥 (45、校 5-63)

→ [転] 并州平北府司馬 (従 5 上) (a) → 行并州事 → [遷] 郢州竜驤府長史 (6 上) ・ 帶
義陽太守 → 行郢州事 → [遷] 華州安定王征虜府長史 (従 4 上) (b)

註 a : この前には并州府属となっているが、府主元丕の経歴から高祖期であると考えられる。なお、
墓誌には平北司馬の記載はない。

註 b : 安定王元休の爵を継いだ元燮が征虜・華州刺史となっている。始蕃王の長史であるので、従 4
上となる。その前の郢州竜驤府長史の官品が格下げとなっていたので、この任官で補った可能性が
ある。前稿参照。

48 司馬昞 (37、校 5-96)

[為] 奉朝請 (従 7) → 牧王主簿 (7?) → 員外郎 (7 上) → 給事中 (従 6 上) (a) → 竜驤府
上佐 (6 上) (b) → [遷] 揚州車騎府長史 (従 4 上) (c) ・ 帶梁郡太守 → [授] 清河太
守 (4 上)

註 a : 以上を墓誌は一括表記しているが、兼任を示す表現もなく、このように昇進したと考えてよ
いと思われる。牧王主簿は、王であった州刺史の主簿の意であろう。始蕃王、二蕃王の主簿であ
れば正 7 に当たる。

註 b : 竜驤將軍の長史・司馬は正 6 品上である。

註 c : 伝では驃騎府長史 (従 4 上)。妻孟敬訓は延昌 3 年に死去したが、彼女の墓誌によると、その

時晒は揚州長史であった。その段階での揚州刺史は李崇ということになるが、彼は車騎將軍であった。驃騎と車騎は同じ官品であり、いずれにしても長史の官品は変わらない。墓誌は車騎大とするが、車騎が正しいと考える。

49 劉道斌 (79、『河北』214)

→〔除〕謁者僕射 (6上) →〔轉〕歩兵校尉 (5)・広武 (従4)・領中書舍人 (6) (a) →
〔加〕広威 (従4)・行河北郡事 →〔除〕武邑太守 →〔除〕右 (3)・太中大夫 (従3) →〔遷〕本將軍・恒農太守 →〔授〕右・岐州刺史

註a：墓誌は謁者から中書舍人まで一括表記。

50 李遵 (39、校5-324)

→〔除〕員外郎 (7上) (a) →〔轉〕相州治中 (b) →〔除〕相州別駕 →〔拜〕奉車都尉
(従5上) →〔出 補〕冀州征北大將軍府長史 (従4上)、加中壘 (従4上) →〔除〕冀州
安東府上僚 (c) →〔遷〕司空司馬 (4上)

註a：高陽王雍の法曹行參軍となっているが、遷都後のことで、さらに服喪を経ている。故にこの官職からを世宗期と判断する。

註b：伝では別駕の前に相州治中となつたとある。員外侍郎就任を記さないが、員外郎より下位とは考えられず、ここに置いた。

註c：長史もしくは司馬であろう。従5上であるが、中壘を維持したと考えられる。

51 賈思伯 (72、校5-370) (a)

→〔除〕輔国 (従3) →〔為〕任城王軍司 →〔為〕河内太守 (不拜) →〔改授〕鴻臚少卿
(4上) (b) →〔母の喪〕 →〔除〕滎陽太守 →〔授〕征虜 (従3)・南青州刺史 →〔父の喪〕 →〔除〕征虜・光祿少卿 (4上) (c) →〔遷〕右 (3)・兗州刺史 →〔徵〕給事黄門侍郎
(4上) (d) →〔免〕 →〔轉〕右 (3)・涼州刺史 (未拜) →〔轉〕太尉長史 (従3) (d) →〔遷〕安東 (3)・廷尉卿 (3) →〔轉〕衛尉卿 (3) →〔遷〕太常卿 (3)・兼度支尚書 (3) →〔轉〕殿中尚書 (3) (e)

註a：神龜2年に兗州刺史としての治績を頌えられた碑もあり、校5-18に載せられている。

註b：輔国を維持したと考えられる。前後の太守の時も同じ。本墓誌は維持した場合の將軍号は1例を除き記載していない。

註c：墓誌には光祿少卿、將軍号ともに不記載。ここは碑の記載を採用した。伝は少卿・將軍号ともに記載。

註d：右將軍を維持したであろう。後の太尉長史も同じ。

註e：伝では正都官(尚書)となっている。衛尉・太常卿・殿中尚書の時は安東を維持したであろう。

52 崔鴻 (67、校6-30) (a)

→〔遷〕員外郎 (7上)・兼尚書虞曹郎中 (6) →〔遷〕給事中 (従6上)・兼(尚書)祠部郎 →〔轉〕尚書都兵郎中 (6) →〔為〕行台鎮南長史 (b) →〔徙〕尚書三公郎中 (6)

・加輕車 (従 5) → [遷] 員外常侍 (5 上) ・領郎中 → [父の喪] → [復] 本官 → [加] 中堅 (従 4 上) 、常侍・領郎如故 → [遷] 中散大夫 (4) ・高陽王友 (5 上) 、領郎 → [為] 司徒右長史 (4 上) → [加] 前 (3) → [拜] 給事黃門侍郎 (4 上) → [尋加] 散騎常侍 (従 3) (c)

註 a : 墓誌よりも伝の方が記載内容が豊富である。よって伝の記載を中心とする。墓誌は点線で示す官職しか記載していない。

註 b : この時の行台刑轡は仮鎮南將軍であった。正規の 2 品將軍ではない。従って長史も正規の 5 品上ではなかった可能性が高い。

註 c : 子の崔子元 (『魏書』67) の上奏文に「臣亡考故散騎常侍・給事黃門侍郎・前將軍・齊州大中正鴻」とある。前は黃門侍郎の時にも保持されていたのである。なお前は正光 5 年、黃門侍郎は孝昌元年の授与。

53 侯剛 (93, 校 6-36) (a)

→① [除] 奉車都尉 (従 5 上) →② 右中郎將 (従 4) ・領刀劍左右・加游擊 (4 上) →③ 城門校尉 (4 上) (b) →④ [遷] 武衛 (従 3) ・通直常侍 (4 下) 、仍領 (管食) 典御 (c) →⑤ [進] 右衛 (3) →⑥ 以本官 (=右衛) 領太子中庶子 (4 上) →⑦ [除] 衛尉卿 (3) ・散騎常侍 (従 3) →⑧ [為] 侍中 (3) ・撫軍 (従 2) →⑨ [遷] 衛 (2) ・侍中 (d) →⑩ [除] 左衛 (3) 、余官如故 →⑪ [解] 管食) 典御 →⑫ [加] 散騎常侍 (e) →⑬ [遷] 車騎 (2) ・御史中尉 (従 3) 、常侍・衛尉如故 (f) →⑭ [為] 侍中・左衛、還領尚食典御 (g) →⑮ [加] 車騎大 (従 1) ・領左右 →⑯ [加] 儀同三司 (従 1) →⑰ [拜] 御史中尉、余官如故 →⑱ [拜] 領軍 (従 2) 、加侍中、車騎・儀同・中尉如故 →⑲ 本將軍・冀州刺史、儀同如故 →⑳ 征虜 (h)

註 a : 説明の便宜のため、遷官ごとに丸数字を付す。

註 b : ②③は墓誌には不記載。伝は①②③を「稍遷」として一括するが、墓誌により明らかに①は別時の任命である。また城門校尉は加官である游擊より同じ 4 上でも上位にあるから、③は②からの昇進と考える。

註 c : 伝には通直常侍の前に「加」字がある。典御は墓誌には不記載であるが、太和年間からこの官職を維持し続けている。

註 d : 墓誌は⑧⑨を一括表記するが、伝により⑨はその後の任命として扱う。⑨は撫軍から遷ったのであり、加官である。

註 e : ⑩⑪⑫は墓誌には不記載。⑩の後、侯剛は罪に問われ、30 年近く続けて任ぜられてきた管食典御の職を解かれた。散騎常侍を加えられたのは、侍中も解かれていたためであろうか。

註 f : 衛尉は⑦で就任して以後、ずっとその職を維持してきていたということであろう。なお、墓誌では常侍・衛尉のことは⑦で記してここでは不記載。

註 g : 墓誌は侍中・左衛就任を「復入居常伯、還領禁戒」と記す。典御のことは不記載。なお、⑭の時、車騎は保持していたと考えられる。

註 h : 政変による左遷である。

54 于景 (31、校 6-55)

司州主簿 (従 7) → [解褐] 積射 (7 上) ・直後 → (父死去) → [復起] 歩兵校尉 (5) ・
領治書侍御史 (6 上) → [除] 寧朔 (従 4) ・直寝・恒州大中正 → [為] 寧朔、薄骨律・高
平 2 鎮將 → [為] 武衛 (従 3) → [黜為] 征虜 (従 3) ・懷荒鎮將 (a)

註 a : 武衛より征虜の方が上位である。この黜は、中央の武官から鎮に出されたことを表現している
のであろう。権臣元義の排除を企てたことに対する措置である。

55 寇治 (42、校 6-65)

→ [徙] 洛陽令 (従 5) (a) → [転] 歩兵校尉 (5) → [授] 建威 (従 4) ・魯陽太守 → [父
の喪] → [起] 前軍 (従 4 上) (b) → [遷] 鎮遠 (4) ・東荊州刺史 → [拜] 竜驤 (従 3)
→ [授] 征虜 (従 3) → [免官] → [除] 将作大匠 (従 3) → [除] 前 (3) ・東荊州刺史
→ [母の喪] → [除] 前・河州刺史 → [免官] → [遷] 兼廷尉 (3) ・兼度支尚書 (3) (c)
→ [遷] 鎮南 (従 2) ・金紫光禄大夫 (従 2) ・行台尚書

註 a : 19 歳で州主簿となっているが、これは太和 12 年と計算される。積褐の官も中散であるから、
太和年間。その後冠軍長史、太子翼軍校尉、洛陽令を歴任するが、いつから世宗期に入るのか判
然としない。ただ、「帝郷」と洛陽を表現しているので、就任が遷都後であることは確かである。
もっとも世宗期であるかどうかはやはり判断できないが、その後の遷転と年数を考慮して、洛陽
令から世宗期と考えておく。なお太子翊軍校尉は太和後令では従 5 だが洛陽令より上位に置かれ
ている。ただし太和中令では上下関係が異なっていた可能性はある。

註 b : 墓誌は正 3 品の前將軍とするが、その後の將軍号授与をみれば、前將軍はありえない。前軍の
誤りであろう。

註 c : 墓誌には「兼」字はない。ただ、河州刺史の時、反乱に際会し、また城民に貪状を訴えられ、
赦によって免れはしたが、次の廷尉への任官には「久之」とある。墓誌は忌諱して触れていないが、
伝の記載が真実を伝えている可能性が高い。もっとも前將軍は奪われていた可能性がある。

56 楊鈞 (58、『周書』22、『千唐』440 (a))

→ [転] 中壘 (従 4 上) ・洛陽令 (従 5) (b) → 行河南尹 (c) → [除] 中山太守 (d) →
[除] 司空長史 (4 上) (e) → [除] 徐州刺史 (f) → 竜驤 (従 3) ・東荊州刺史 (g) →
[除] 征虜 (従 3) ・廷尉少卿 (4 上) → [除] 平北 (3) ・齊州刺史 → [母の喪] → [除] 安
北 (3) ・恒州刺史 → 以本号 [除] 廷尉卿 (3) → [除] 撫軍 (従 2) ・懷朔鎮大都督 (h)
→ [授] 撫軍・七兵尚書 (3) ・北道大行台

註 a : 『魏書』巻 58 の伝、『周書』巻 22 の伝、墓誌でかなり相違がある。堀井宏之「『北魏・楊鈞
墓誌』の訳注と考察」(『駿台史学』144、2012) が略年譜を作成しているので、それを参照しつ
つ、筆者の判断を加える。なお『周書』にもある記載は斜体字とした。

註 b : 伝に「為長水校尉、中壘將軍、洛陽令」とある。墓誌には長水校尉と中壘は不記載。長水校尉
は太和後令では正 5。この官を経ての洛陽令任命であるかどうか不明であるが、同時であるとして
も、洛陽令とともに中壘より官品は低い。中壘を帯びていたはずである。

註 c : 『周書』では河南尹の前に左中郎将 (従 4) を記す。行河南尹と同時の就任の可能性はある。

その場合でも中壘は維持したであろう。

註 d : 伝のみの記載。中壘を維持していたら従 4、維持せず上郡であれば正 4、いずれの可能性も考えられる。

註 e : 伝では中山太守と徐州刺史の間に司徒左長史を記す。墓誌にはない。司空長史→司徒左長史の可能性はあるが、司徒左長史は従 3 で、後の竜驤の授与とは整合性に欠ける。伝のみの司徒左長史は司空長史の誤りであると判断する。

註 f : 伝のみの記載。

註 g : 伝では東荊州、墓誌では荊州となっている。これはいずれとも決定しがたい。上州である徐州の後に上州ではない荊州、東荊州刺史就任ということがまず問題となる。可能性はないわけではないが、恐らく徐州は東徐州の誤りであろう。東徐州の時の將軍号の記載はない。司空長史からの異動であるから、それより上位の將軍号となると、4 上にはないから従 3 品將軍となるはずで、その最下位は竜驤である。つまり東徐州・(東) 荊州刺史の双方で將軍号は竜驤であったと考えられる。

註 h : 伝は鎮將。

57 韋彧 (45, 校 6-77)

→ [為] 太尉騎兵參軍 (従 6) (a) → [為] 雍州治中 → [転] 別駕 → [父の喪] → [扨] 司空中郎 (5) → [俄] 司徒中郎 (5 上) ・ 領司徒掾 (従 5 上) → [為] 大將軍中郎 (5 上) → [扨] 散騎侍郎 (5 上) (b) → 兼太常卿 (3) → 司徒諮議參軍 (従 4 上) → 平遠 (4) ・ 東予州刺史 → [詔] 大將軍征西府長史 (従 3) 、 [除] 通直散騎常侍 (4) ・ 征虜 (従 3) (c) → 本官 ・ 兼七兵尚書 (3) ・ 西道行台

註 a : 墓誌によれば広陽王元嘉が奏して騎兵參軍となっている。元嘉が太尉となった記録はないので、この太尉は別人。或いは太尉が誤りか。次の雍州治中は任城王元澄が刺史の時の就任であるが、澄は世宗時に雍州刺史となった。騎兵參軍を好まず官を去って、その後治中に就いていることから、騎兵參軍任命は世宗期であったと考える。

註 b : 同一官品であるが、散騎侍郎は大將軍從事中郎より下位に置かれていて、格下げである。故に太常卿を兼任で与えられた。前稿参照。

註 c : 墓誌では散騎常侍となっているが、伝では「遇大將軍京兆王繼西征、請為長史、扨通直散常侍」となっており、長史となった段階で通直散騎常侍を与えられていると判断でき、従 3 の最上位の散騎常侍ではなく、4 品の通直常侍を帯びたと考えられる。

58 宇文延 (44, 『聖殿』 75)

[积褐] 奉朝請 (従 7) → [為] 直後 → [遷] 員外侍郎 (7 上) (a) → [父の喪] → [復本任] → [授] 建威 (従 4) 西道別將 → [特除] 員外常侍 (5 上) (b) → [遷] 直寝

註 a : 伝は員外常侍に誤る。

註 b : 建威は維持していたであろう。

59 宇文善 (44, 『聖殿』 74)

→ [転] 強弩 (従 7 上) → 威烈 (7 上) (a) → [遷] 司空士曹參軍 (従 6) → [転] (司空)

功曹參軍 (6上) → [遷] (司空) 掾 (従5)、加寧遠 (5上) → [除] 寧朔 (従4) ・三門都將、仍領府掾 → [父の喪] → [除] 征虜 (従3) ・中散大夫 (4) → [遷] 後 (3) ・太中大夫 (従3) → [為] 北道都督 (b)

註 a : 墓誌には「散騎、頻転武騎・強弩將軍・威烈將軍」とある。散騎と武騎常侍は太和前令には見えるが、後令にはない。強弩以下を世宗期以後と考えておく。

註 b : 伝には平南 (3) ・光祿大夫 (3) となったことを記すが墓誌には記載がない。北道都督の時に帯びた可能性があるが、ここでは墓誌に従い、北道都督の時は後將軍を維持していたとしておく。

60 辛穆 (45, 『七朝』 24)

→ [転] 東荊州竜驤長史 (6上) ・帶西義陽太守 (a) → [除] 汝陽太守 → [遷] 中散大夫 (4) → [尋加] 竜驤 (従3) → [除] 平原相 (b) → [拜] 征虜 (従3) ・太中大夫 (3)

註 a : 太和 11 年に秀才に挙げられている。いつから世宗期に入るか明言がないが、北魏が南齊から義陽を奪ったのが正始元年 (504) であるので、その前後の就任であると考え、ここからを世宗期とする。

註 b : 郡太守の官品は上郡でも正 4。よって竜驤を保持していると考えられる。

61 王誦 (63, 校 6-215)

[解褐] 員外郎 (7上) → 司徒主簿 (6上) → [転] 司徒属 (従5上) → [遷] 司空諮議 (従4) → 通直常侍 (4) ・領汝南王友 (5上) (a) → [為] 司徒諮議 (従4上) ・加前 (3) (b) → [除] 光祿大夫 (3) ・司徒諮議如故 (c) → [解] 司徒諮議、領散騎常侍 (従3) → 以本官行幽州事 → [除] 左 (3) ・幽州刺史 → [為] 秘書監 (3) (d) ・兼度支尚書 (3) → [正除] 度支尚書 (3) → [為] 平南 (3) ・光祿大夫 ・給事黄門侍郎 (4上) (e) → [遷] 鎮軍 (従2) ・金紫光祿大夫 (従2)、黄門如故

註 a : 伝では「自員外郎・司徒主簿転司徒属・司空諮議・通直常侍・領汝南王友」とあり、後半は明らかに遷転を含む履歴を一括表記している。前半も 2 官を一括表記した可能性が高い。墓誌でも前半は「解褐員外郎・司徒主簿、転～」とあって、2 官を同時に受けたかの如き書き方になっているが、起家官が官品の異なる 2 官である事例はほとんどない。また正 6 の起家も高すぎる。2 度の就任を併せて書いたと考えてよいだろう。また、墓誌の「遷司空諮議・通直常侍・領汝南王友」も、司空諮議 → 通直常侍・領汝南王友であった可能性が高い。

註 b : 伝は前軍 (従 4 上) とあるが、司徒諮議より下位にあるので、加える意味がない。前が正しいであろう。

註 c : 司徒諮議のみ「故如」とあるので、前將軍は省かれた可能性も考えられるが、左將軍に転ずるまで、前將軍を維持したとしておく。

註 d : 伝は長兼秘書監とする。その場合は左將軍を維持していた可能性がある。

註 e : 尚書 → 平南は格下げである。前註 c を含め前稿参照。

62 源延伯 (41, 七朝 28)

[初為] 司空參軍事 (7) → [拜] 威遠 (従5) ・西征統軍 → [授] 竜驤 (従3) ・行夏州事

→ [除] 諫議大夫 (従4) ・ 仮冠軍 (従3) (a) ・ 北討都督

註 a : 墓誌は仮字なし。伝に従う。竜驤が正規の將軍号で仮に冠軍を与えられたのである。

63 楊暉 (58、校 7-39)

→ [辟] 司徒西閣祭酒 (7上) (a) → [転] 司空外兵参軍 (従6) → [為] 相国従事中郎 (5か) → [除] 直閣將軍 ・ 散騎侍郎 (5上) ・ 加中堅 (従4上) → [転] 嘗食典御 ・ 兼武衛 → [除] 冠軍 (従3) ・ 通直常侍 (4) → [除] 安南 (3) ・ 武衛 (従3) ・ 加散騎常侍

註 a : 太和末に奉朝請で起家した。その次の官職から世宗期と考えておく。

64 王翊 (63、校 6-258)

[解褐] 秘書郎 (7) → [転] 員外侍郎 (7上) → [除] 襄威 (従6上) → [補] 司空主簿 (6上) (a) → [遷] (司空) 従事中郎 (5) (b) → [特除] 中書侍郎 (従4上) ・ 加鎮遠 (4) → [為] 清河王友 (5上) 、余官如故 → [除] 左 (3) ・ 濟州刺史 → 加平東 (3) → 行定州 → [除] 平南 ・ 散騎常侍 (従3) → [転] 安南 (3) ・ 銀青光祿大夫 (3) ・ 加散騎常侍 → [除] 鎮南 (従2) ・ 金紫光祿大夫 (従2) ・ 領国子祭酒、常侍故如

註 a : 襄威に除せられて司空主簿に転じたという可能性と、襄威・司空主簿に除せられた可能性とが考えられるが、前者であると考えておく。前稿参照。

註 b : 墓誌によれば「追申起家之屈」つまり起家官が低すぎたという理由づけがなされている。

65 爾朱紹 (75、校 6-281) (a)

[起家] 寧朔 (従4) ・ 歩兵校尉 (5) → [遷] 撫軍 (従2) ・ 金紫光祿大夫 (従2) 、 [即除] 散騎常侍 (従3) ・ 左衛 (3) → [授] 侍中 (3) → [転拜] 御史中丞 (従3) (b)

註 a : 字は承世。伝では爾朱世承となっている。

註 b : 伝では加侍中領御史中丞となっている。侍中の時とともに撫軍・金紫光祿は維持したのであるう。

66 穆紹 (27、校 6-339)

→ [除] 通直常侍 (4) ・ 高陽王友 (5上) → [父の喪] → [転] 散騎常侍 (従3) ・ 領主衣都統 → [授] 秘書監 (3) → [遷] 侍中 (3) ・ 金紫光祿大夫 (従2) (a) → 以本官 (=侍中) 加撫軍 (従2) ・ 光祿卿 (3) (未拜) → [除] 衛 (2) ・ 中書監 (従2) (b) → [授] 衛 (2) ・ 太常卿 (3) 、侍中如故 → [授] 衛 ・ 冀州刺史 → [固辞、免官] → [復即] 本号 (=衛) ・ 中書令 (3) (不拜) → [仍除] 殿中尚書 (3) (c) → [母の喪] → [除] 衛大 (2) ・ 左光祿大夫 (2) 、 加散騎常侍 (従3) (d) → [授] 侍中 ・ 車騎大 (従1) ・ 儀同三司 (従1) (e) → 以本号 (=車騎大) [為] 定州刺史 ・ 開府儀同三司 (不行) → [遷除] 前任 (=侍中・車騎大) 、 加特進 (従1) → [拜] 尚書令 (2) ・ 司空 (1) → (元顥政權の) 兗州刺史 → [除] 驃騎大 (従1) ・ 開府儀同三司 ・ 青州刺史

註 a : 秘書監以下を伝では「遷秘書監・侍中・金紫光祿大夫・光祿卿、又遷衛將軍・太常卿」と省略して記しているが、この中の金紫光祿大夫 (従2) が墓誌に見えない。侍中の時に加えられた可能

性を考えておきたい。

註b：次の任官が「侍中故如」とあるから、この時も侍中であつた。

註c：衛將軍を維持している。なお、伝ではこの前に七兵尚書(3)就任を記す。その可能性はある。衛將軍を維持しているから遷転上の問題はない。

註d：伝では衛大・左光祿大夫・中書監となっている。実は墓誌で衛・中書監となっている箇所は伝には記載がなく、中書監がここに記されている。その可能性もあるが、墓誌の記載に従っておく。どちらにしても遷転上の問題はない。

註e：伝によると、先に侍中になり特進を加えられ、その後に儀同三司・領左右となっている。車騎大は刺史に任ぜられた時に初めて見える。特進は衛大將軍より下位に位置するから、その加官は実際にあつたとしてもおかしくはないが、後述する侍中任官時の特進加官が間違つてここに付されたのではないか。墓誌の記載に従っておく。

67 楊椿(58, 王慶衛(a))

→〔降為〕寧朔(従4)・梁州刺史(b)→〔母老による解還〕→冠軍將軍(従3)・都督西征諸軍事・行梁州刺史(c)→兼征虜、時節招慰→〔拜〕光祿大夫(3)・仮平西(3)・督征討諸軍事(d)→〔為〕別將→〔入〕太僕卿(3)・加安東(3)(e)→〔除〕安北(3)・朔州刺史(f)→加撫軍(従2)・〔入除〕都官尚書(3)→以本將軍〔除〕定州刺史→〔除名〕→〔除〕輔国(従3)・南秦州刺史→〔転授〕岐州刺史→〔除〕撫軍・衛尉卿(g)→〔転〕左衛(3)・領右衛(h)→征西(2)・兼尚書僕射(従2)(不行)→〔加〕衛(2)→〔除〕本將軍・雍州刺史→〔進号〕車騎大(従1)・侍中・開府儀同三司→以本官加侍中兼尚書右僕射〔為〕行台→〔除〕本將軍・開府儀同三司・雍州刺史・討蜀大都督→〔除〕司徒公(1)→〔拜〕太保(1)・侍中(3)

註a：王慶衛(「新見北魏《楊椿墓誌》考」(『出土文献研究』8, 2007))。遷転については同論文参照。

註b：墓誌は將軍号を記さない。その前には冠軍・濟州刺史であつたが、免官された。そのため降格されたのである。

註c：墓誌は平西・梁州刺史。本紀景明4年条は行梁州事のみ。

註d：墓誌は銀青光祿大夫とのみ。本紀正始2年条は「詔光祿大夫楊椿仮平西將軍、率衆以討之」とある。

註e：墓誌は安東を記載しない。以上、墓誌と伝では食い違いが大きい。それはもっぱら墓誌の將軍号の扱いによる。寧朔に降る前の將軍号は冠軍(従3)であつた。その後免官になったが、不名誉であるので、墓誌には記さない。復活した段階で將軍号が下がる。免官を記さなかったから降格の理由がなくなるので、墓誌は梁州刺史だけを記す。こうするとその前の冠軍を維持したままであると読む者は理解するので不名誉にはならない。母老による離職の後に復歸した際の將軍号冠軍は免官前と同じなので、これも書けない。冠軍より上位の平西は、次に仮されるので、虚偽にはならない。よつて梁州刺史の際の將軍号は平西と墓誌は記したのである。c, dで示したようにこの時の椿の官職は本紀によって確認できるが、伝に一致する。次の太僕も場合は安東としても何の問題もないのに墓誌は記載しない。この理由は不明である。

註 f : 伝は平西となっているが、これは明らかに誤りである。

註 g : 除名以後ここまで、再度墓誌は將軍号について糊塗行為を行う。除名処分を受けたことと、従 2 の撫軍から従 3 品將軍に降されたことを墓誌は記さない。したがって衛尉になったときに加えられた撫軍も書かない。それより上位の將軍に任命されて初めて將軍号を墓誌は記す。

註 h : 撫軍を維持していたと考えられる。

68 楊津 (58、王慶衛・王煊 (a))

→ [遷] 長水校尉 (5) 、仍直閣→ [拜] 左中郎將 (従 4) (b) → [遷] 驍騎 (4 上) 、仍直閣→ [除] 征虜 (従 3) ・岐州刺史→ [母の喪]→ [起] 右 (3) ・華州刺史→ [除] 北中郎將 (従 3) ・帶河内太守 (c) → [転] 平北 (3) ・肆州刺史→ [転] 并州刺史、將軍如故→ [拜] 右衛 (3) → [加] 散騎常侍 (従 3) → 以本官行定州事 (d) → [加] 安北 (3) ・北道大都督・右衛→ [転] 左衛・加撫軍 (従 2) → [除] 衛尉卿 (3) 、征官如故→ [加] 鎮軍 (従 2) ・討虜都督・兼吏部尚書・北道行台→ [加] 衛 (2) (e) → 本將軍・荊州刺史・加散騎常侍 (不行) → 兼吏部尚書 (3) → [除] 車騎 (2) ・左光祿大夫 (2) ・仍吏部→ [為] 中軍大都督・兼鎮軍將軍 (3) → [為] 司空 (1) ・加侍中 (3) → [為] 驃騎大 (従 1) ・兼尚書令・并州刺史・北道太行台、侍中・司空如故

註 a : 王慶衛・王煊「新見北魏《楊津墓誌》考」(『碑林集刊』14、2009)。伝の方が詳細なので、伝によって遷転過程を記し、墓誌に記載のあるものには点線を付す。

註 b : 墓誌は「加驍騎將軍、尋除左中郎將」となっている。長水校尉→左中郎將→驍騎と身分が上昇し、その間一貫して直閣であったとする伝の記載に従う。なお、左中郎將となったのは、景明 2 年 (501) の咸陽王元禧の謀反事件の後である。

註 c : 右將軍を維持していたと考えられる。

註 d : ここまで四平を維持していたと考えられる。

註 e : 行定州事以下衛までは定州城に入って葛榮らの包圍攻撃を防いだ時の官職の変化である。墓誌では安北・行定州刺史→撫軍・左衛→衛尉卿→鎮軍・定州刺史→衛とやや簡略化している。墓誌では正規の刺史になったとあり、その可能性はある。ただし楊津の身分は鎮軍で示されているので、特にこだわらないでよく。

69 楊昱 (58、校 7-7)

[起家] 広平王左常侍 (従 7) → [為] 太学博士 (従 7) (a) → [転] 員外郎 (7 上) → 領太子詹事丞・加宣威 (6 上) ・給事中 (従 6 上) (b) → [辟] 太尉掾 (従 5 上) ・帶中書舍人 (6) → [除] 揚烈 (5 上) ・濟陰内史→ [除] 征虜 (従 3) ・中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 給事黄門侍郎 (4 上) → [免官] (c) → [除] 征虜・涇州刺史→ [徵] 吏部郎中 (4 上) → [転] 武衛 (従 3) → [転] 北中郎將 (従 3) ・加安東 (3) ・銀青光祿大夫 (3) (d) → [除] 撫軍 (従 2) ・度支尚書 (3) (e) → [除] 散騎常侍 (従 3) ・徐州刺史 (3) → [除] 征東 (2) ・右光祿大夫 (2) ・南道大都督 (f) → [除名]→ [遷] 車騎 (2) ・兼右僕射・東南道行台 (g)

註 a : 16 歳であるから太和 17 年 (493) のこととなるが、皇子常侍に起家したと墓誌は記す。この

皇子は伝によれば広平王元懐であり、彼は本紀の記載では太和 21 年の封王。墓誌の年齢記載に誤りがあることになる。正始年間に広平王の国官であったことは伝で確認できる。故に世宗期の任官に含めた。なお、太学博士は王国常侍より上位に置かれる。

註 b：伝では「以本官帶詹事丞」となっていて、員外郎が本官であったようである。員外郎ではあまりに官位が低いので、宣威・給事中を加官したのであろう。

註 c：免官の記載は墓誌にはない。なお、黄門郎の時は征虜を保持していたであろう。また、復帰後の征虜は吏部郎中、武衛の時にも保持されていたと考えられる。

註 d：武衛から光祿大夫まで墓誌は一括して記載するが、伝を参照して分割する。なお、武衛までは征虜を維持していたと考えられる。

註 e：墓誌は度支尚書に続けて鎮軍・七兵尚書を記す。しかし孝莊帝紀を見ると北海王元顥が梁国を占領したのに対して撫軍・前徐州刺史の昱が鎮東・東南道大都督として派遣されたとあり、徐州刺史の時は撫軍であったはずである。この時に鎮軍というのは納得しがたい。伝では度支尚書の前に兼七兵尚書・都督として雍州を防禦しており、その時の記載がここに入った可能性がある。とすれば鎮軍は仮の授与であらう。

註 f：伝には鎮東（従 2）・東南道都督という記事がこの前にある。これは前註の本紀と同じである。しかし北海王の梁国接近に対して派遣された昱の官職は伝では征東・右光祿大夫・南道大都督である。恐らく先に記された東南道都督は誤りであろう。ただ、征東か鎮東かについては、2 箇所に記載がある鎮東を採用することにする。なお、対応する墓誌は右光祿大夫・河南尹(3)。

註 g：この墓誌は伝との相違が目立つ。特に將軍号がそうである。まず征虜。武衛は征虜の下位に位置するので、武衛在任中まで、中書侍郎の時に加えられた征虜を維持していたと想定される。墓誌はこの間、將軍号（といっても征虜の 1 号のみであるが）を書かない。不名誉のことは記載を避ける傾向が墓誌にはあることを考えると、書けば免官処分に関係することになる將軍号は省いて、それを除けば順調な昇進の形となる書き方を選んだのではないか。撫軍以降の將軍号の食い違いであるが、墓誌と列伝それぞれの内部での將軍号の序列、官職の序列には問題ない。従って伝と墓誌のどちらが正しいか判断は留保せざるを得ないが、墓誌不記載の征東以外は、墓誌の記載に従った。

70 楊侃 (58, 校 7-16) (a)

[積褐] 太尉騎兵參軍 (従 6 上) → [為] 揚州撫軍大録事參軍 (従 6 上) (b) → [除] 車騎大將軍雍州録事參軍 (6 上)、帶長安令 → [除] 鎮遠 (4)・諫議大夫 (従 4)・行台左丞 (従 4 上) → [除] 通直散騎常侍 (4) (c) → [除] 冠軍 (従 3)・東雍州刺史 → [除] 中散大夫 (4)、為都督、鎮潼關 (d) → [除] 右 (3)・岐州刺史 → 行北中郎將 → [除] 鎮軍 (従 2)・度支尚書 (3) (e)・兼給事黃門侍郎 (4 上) → 正黃門侍郎・加征東 (2)・金紫光祿大夫 (従 2) → 兼尚書僕射・關右慰勞大使 → [除] 侍中 (3)、加衛 (2)・右光祿大夫 (2)

註 a：墓誌は伝より官職記述量が少なく、かつ数次の履歴した官職をまとめて記すことが多いので伝によって官歴を記し、墓誌に記載あるものは点線で示す。

註 b：墓誌では撫軍録事參軍 (従 6) となっているが、この時の雍州刺史は長孫稚であり、稚の伝によれば彼はこの時撫軍大將軍であった。正 2 品將軍の録事參軍は従 6 上であり、太尉騎兵參軍と同

一官品ながら上位に置かれている。

註c：諫議大夫を通直常侍に改めたのであり、行台左丞は変わらず。鎮遠を維持していたと考えられる。

註d：冠軍を維持していたと考えられる。この任命は墓誌には不記載。

註e：墓誌は度支尚書以下を一括記載し、かつ征東不記載。伝により分割した。

71 楊遁 (58, 校 7-19)

[積褐] 鎮西府主簿 (7) → [累遷] 尚書郎 (6) (a) → [除] 尚書左丞 (従4上) → [為] 平南 (3) ・ 光祿大夫 (3)、仍左丞 (b) → 兼黃門郎 (4上)、參行省事 → [遷] 征東 (2) ・ 金紫光祿大夫 (従2)

註a：墓誌は「転」とあるが、伝の「累遷」に従う。

註b：伝には平南の記載なし。墓誌には「除尚書左丞・平南將軍・銀青光祿大夫」とあるが、伝によれば「除尚書左丞、又為光祿大夫、仍左丞」とするから、平南・光祿大夫は後に加えられたものである。なお、6品から従4上への昇進は、北海王顥の入洛に際して山東で活動した功績によると考えられる。

72 楊逸 (58、窪添 (a))

[積褐] 員外郎 (7上) → [除] 給事中 (従6上)、加寧遠 (5上) → 正員郎 (5上) (不受) (b) → [特除] 給事黃門侍郎 (4上) ・ 領中書舍人 (6) (c) → [除] 吏部郎中 (4上) → [除] 平西 (3) ・ 南秦州刺史、加散騎常侍 (従3) (不行) → [改除] 平東 ・ 光州刺史

註a：窪添慶文「北魏における弘農楊氏」(伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晉南北朝史研究の新たな可能性』(科学研究費補助金中間成果報告書、2013)参照。

註b：正員郎つまり散騎侍郎は同じ正5上でも寧遠の下位にある。寧遠を維持したまま、給事中から散騎侍郎に転じるという措置を拒否したのである。

註c：孝莊帝が河陽に在る時、いち早く駆けつけた故の特除である。

73 楊仲宣 (58、校 7-12)

[解褐] 奉朝請 (従7) → [転] 員外郎 (7上) → 太尉記室參軍 (6上) → 太尉掾 (従5) → [除] 中書舍人 (6) ・ 通直郎 (従5上) → [加] 鎮遠 (4) (a) → [除] 征虜 (従3) ・ 中書侍郎 (従4上) → [遷] 通直常侍 (4) (b) → [遷] 平西 (3) ・ 正平太守 ・ 散騎常侍 (従3) (c) → [加] 安西 (3) ・ 銀青光祿大夫 (3) (d) → [転] 征東 (2) ・ 金紫光祿大夫 (従2)

註a：墓誌は員外郎から太尉記室までを一括して記すが、従7→7上→6上→従5と上昇したと考える。続いて墓誌は、「尋去台翼、入司帝言、除中書舍人・通直郎」と記す。台翼は太尉の属官を指す。入司帝言は言うまでもなく中書舍人である。従5から6に遷ることになるので、従5上の通直郎を与えられたのであろう。ここまでは伝では「自奉朝請稍遷太尉掾・中書舍人・通直散騎侍郎、加鎮遠將軍」と記すから、中書舍人に鎮遠をも加えられた可能性があるが、従5から4品の官品の差は大きく、特別の事情も記されていないので、一度の授与と見るよりは、鎮遠は暫く時間を経て

の加官と考えたい。

註b：伝にはあるが、墓誌には記載がない。正4の通直常侍に遷ったのであり、従3の征虜は維持されていなかった。

註c：墓誌は平西・正平・常侍・安西・銀青を一括記載するが、伝を参照して分割した。ただし平西・正平太守→平西・散騎常侍という遷転の可能性もある。

註d：伝では太守として有能である故に安西を加えられたとしている。その後都に戻った日に一族とともに殺害されたとし、征東・金紫のことは記載がない。都に徴される段階での任命の可能性あり。

74 楊謚 (58, 校 7-22) (a)

[釈褐]太尉行参軍 (従7上) → [転] 寧遠 (5上) ・ 員外常侍 (5上) → [遷] 鎮軍 (従2) ・ 金紫光禄大夫 (従2) → [転] 衛 (2)

註a：伝では諱が謚、字遵智であるが、墓誌によると諱、字ともに遵智である。

75 乞伏保 (86, 校 7-50) (a)

→ [遷] 給事中 (従6上) (b) → [転] 威遠 (従5) ・ 羽林監 (6) → [拜] 歩兵校尉 (5) → 仮寧朔 (従4) ・ 統軍 → 仮振武 (従4) ・ 都將 → [除] 顯武 (4) ・ 左中郎將 (従4) → [遷] 鄯善鎮將、將軍如故 → [母の喪] → [起] 南中郎將 (従3) (c) → [拜] 武衛 (従3) ・ 兼左衛 (3) (d) → [除] 平南 (3) ・ 銀青光禄大夫 (3) ・ 太府卿 (3) → [為] 大鴻臚卿 (3) (e) → 行広州事 → [除] 鎮南 (従2) ・ 襄州刺史

註a：『魏書』孝義伝に見える乞伏宝と履歴した官職が一致するので、同一人物であると思われる。

註b：太和時期から任官しており、いつから世宗期なのか判断が難しいので、明確に太和期であることが判明する事例からを記す。

註c：伝では長兼となっている。その可能性はある。

註d：同じ近衛の將軍で上位の左衛を兼ねる故に中郎將よりは上位に位置づけられた可能性が考えられる。ただし武衛の時には上位の南中郎將を維持していた可能性もある。前稿参照。

註e：太府卿と大鴻臚は同格であるから、平南を維持したであろう。次の行州事の際にも維持したと考えられる。

76 楊機 (77, 校 7-132) (a)

→ [解褐] 奉朝請 (従7) (b) → [為] 京兆王国中尉 (7上) → [転] 給事中 (従6上) → [遷] 伏波 (従5上) ・ 廷尉評 (6) → 行河陰県事 → [為] 荊州平南長史 (従5上) ・ 行荊州事 → [為] 涇州平西府長史 (従5上) (c) → [拜] 陵江 (従5上) ・ 河陰令 → [転] 洛陽令 (従5) ・ 仍本將軍 → [遷] 鎮遠 (4) (d) ・ 司州治中 (従6) → [転] (司州) 別駕 (従4上) → 兼尚書左丞・南道行台 → [除] 中散大夫 (4) ・ [復為] 別駕 (e) → [除] 左 (3) ・ 清河内史 → [改授] 河北太守 (f) → [拜] 平南 (3) ・ 光禄大夫 (3) ・ 兼廷尉卿 (3) → [除] 安南 (3) ・ 司州別駕 → [拜] 安南 ・ 銀青光禄大夫 (3) ・ 河南尹 (g) → [転] 廷尉卿 (3) → [徙] 衛尉卿 (3) ・ 將軍如故 (h) → [除] 安西 ・ 華州刺史 → [入] 衛 (2) ・ 右光禄大夫 (2) → [除] 度支尚書 (3)

- 註 a : 墓誌より伝の方が詳細である。よって官歴は伝により記述し、墓誌に見えるものは点線で示す。
- 註 b : この前に河南尹功曹となっているが、これは高祖期である。
- 註 c : 平西長史は伏波の下位に位置する。2度の長史は伏波を維持していたと考えられる。
- 註 d : 伝は鎮軍とするが誤りである。
- 註 e : 中散大夫は鎮遠の下位にある。ここまで鎮遠を維持していたと考えられる。
- 註 f : 左將軍を維持していたと考えられる。
- 註 g : 伝はこの箇所を「行河南尹」とのみ記す。
- 註 h : この表現からすれば、廷尉の時も將軍号は元のままであったはずである。

77 傅豎眼 (70, 『補遺』344) (a)

→ [為] 建武 (従4) (b) → 行南兗州刺史 → [転] 昭武 (4) ・ 益州刺史 → [進号] 冠軍 (従3) → [除] 征虜 (従3) ・ 太中大夫 (従3) → [為] 鎮南軍司 (c) → [為] 右 (3) ・ 益州刺史 → [加] 散騎常侍 (従3) ・ 平西 (3) ・ 西征都督 (d) → [転] 安西 (3) ・ 岐州刺史、常侍故如 → [授] 撫軍 (従2) ・ 梁州刺史 (e) → [加] 鎮西 (従2) ・ 西道大冪台撫吏部尚書、刺史故如

註 a : 墓誌は磨滅して判読できない箇所が多い。よって伝を中心として記載し、墓誌に見られる箇所に下線 (点線) を施す。

註 b : その前に「常為統軍、東西征伐」とある。揚州の賊討伐に際してこの將軍を得たのである。なお東西に討伐した時の官である左中郎将 (従4) は後令では建武の上位にある。太和前令・中令では不明。

註 c : 軍司の時には征虜を維持していたと考えられる。

註 d : 墓誌では「除平西將軍・益州刺史」とある。益州刺史は変わらず、將軍号以下が加えられたのである。なお、この時安西將軍を「仮」されてもいる。

註 e : 墓誌では「撫」とのあるが、撫軍の誤りであろう。伝では「転梁州刺史、常侍・將軍如故」とあり、次には仮鎮軍 (従2) ・ 都督3州諸軍事とある。撫軍就任の記載はない。また次の鎮西以下の記載もない。卷101 獠伝に梁州刺史傅豎眼が行台であったことが記載されているので、『補遺』の「大冪台」は「大行台」とすべきだろう。「撫」は或いは「兼」の可能性もある。撫軍は鎮軍と同格であるから、梁州刺史に任命されたとき、どちらの可能性もあるが、ひとまず撫軍であるとし、また次に鎮西に進んだと考えておく。

78 封延之 (32, 『北齊書』21、校7-281)

州主簿 → [起家] 員外郎 (7上) → [爲] 大將軍田曹參軍 (従6上) → [転] 長流事 → 假征虜・行渤海郡事 → [除] 中堅 (従4上) ・ 散騎侍郎 (5上) → [為] 大行台右丞 (従4か) (a) → [除] 平南 (3) ・ 濟州刺史 → [加] 中軍 (従2) → [除] 征東 (2) ・ 大丞相司馬 → [除] 衛大 (2) ・ 左光祿大夫 (2) 、司馬如故 → (東魏)

註 a : 伝では大行台左光祿大夫。校勘記は大行台左丞かと疑っている。右丞は従4であるから、この時には中堅を維持したと考えられる。

79 李挺 (39, 校 7-303) (a)

[積褐] 奉朝請 (従 7) → [転] 司徒祭酒 (7 上) → (司徒) 從事中郎 (5 上) (b) → [拜] 驍騎 (4 上) ・ 中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 太常少卿 (4 上) → [除] 前 (3) ・ 荊州刺史 → [拜] 大司農卿 (3) → [授] 鎮軍 (従 2) ・ 行相州事 → [拜] 散騎常侍 (従 3) ・ 領殿中尚書 (3) → [転] 中書監 (従 2) ・ 兼吏部尚書 (c) → 「解除余任、正位選曹 (= 吏部尚書 (3))」 (d) → [遷] 衛 (2) ・ 右光祿大夫 (2) → [授] 散騎常侍 ・ 驃騎大 (従 1) ・ 左光祿大夫 ・ 儀同三司 (従 1) ・ 兼尚書左僕射 → (東魏)

註 a : 伝は字の神僞で記載している。

註 b : 墓誌・伝ともに転として 2 官を並べるが、同じ司徒府の官であるから同時の就官ではない。

註 c : 墓誌は散騎常侍以下を並列するが、伝により分割する。常侍の時は鎮軍を維持していたであろう。

註 d : この墓誌の記載に従えば、官品上は降格となる。ただし李挺は孝荘帝の外戚の中の「望」として尊重され、この段階では爾朱榮との関係もよく、左遷の理由は見当たらない。吏部尚書となったことが重要であったからこの表現をとったと考えられ、降格とはならない措置が同時にとられた可能性がある。前稿参照。なお伝では挺が恐れて解官を求め、衛・右光祿大夫となったとし、吏部尚書のみとなったことを記さない。

80 李憲 (36, 校 7-217)

→ [為] 太子中庶子 (4 上) (a) → [為] 尚書左丞 (従 4 上) (固辞) → [除] 驍騎 (4 上) ・ 尚書左丞 (従 4 上) (未拜) → [除] 長兼吏部郎中 (4 上) (b) → [転] 長兼司徒左長史 (従 3) → [遷] 守河南尹 (3) → [除] 左 (3) ・ 兗州刺史 → [除名] → [拜] 銀青光祿大夫 (3) → [加] 安西 (3) ・ 以本官行雍州事 → [為] 撫軍 (従 2) ・ 七兵尚書 (3) → [転] 鎮東 (従 2) → [為] 征東 (2) ・ 東討都督 (c) → [除] 征東 ・ 揚州刺史 ・ 淮南大都督

註 a : 太和 15, 6 年に散騎侍郎として南斉使者を接待しており、その後、趙郡内史、吏部郎中の時母の死に会う。その後に太子中庶子となった。世宗期に入るかどうか明確ではないが、この時からを記すこととする。なお、太和後令では吏部郎は太子中庶子と同じ官品だが、吏部郎の方が上位にある。しかし、太和前令では太子中庶子が正 3 中であるのに対し、吏部郎は従 4 上である。

註 b : 尚書左丞のみでは左遷となる。固辞されて驍騎を与えることで左丞就任を実現させようとしたが、驍騎も太子中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎を与える（伝によれば長兼吏部郎、それに従う）ことにしたのであろう。吏部郎は太子中庶子より上位であるから、長兼であっても受け入れたのであろうか。伝によれば次の左長史も長兼となっていて、次に河南尹に遷ったとする。墓誌では「守」の語を明記していて、河南尹は次の左將軍の上位に位置することを併せ考えて「守」の記載を採用する。長兼・守は正位の官職ではないが、正位に準ずる扱いではあったようだ。前稿参照。

註 c : 伝では仮鎮東・徐州都督となっている。墓誌は明確にふたつに分けているので、それに従う。

81 宇文測 (『周書』 27、『秦晋』 42)

[起家]司空行参軍(従7上)(a)→[拜]伏波(従5上)・羽林監(6)・領殿中侍御史(従8上)→[除]南兗州別駕→[転]洛州長史→[拜]征虜(従3)(b)・司徒右長史(4上)→(西魏)

註a：正光中起家と墓誌は明言する。一方、伝では奉朝請(従7)で起家とする。

註b：伝は安東(3)とする。

82 楊儉(58, 『千唐』442)

[起拜]奉朝請(従7)・領侍御史(8)→[転]員外郎(7上)、領任如初→[遷]鎮遠(4)・頓丘太守(a)→[為]黃門侍郎(4上)→[除]太府少卿(4上)→[加]左(3)→[免官]→以本將軍・潁州刺史→[尋加]散騎常侍(従3)・平南(3)(不行)(b)→[除]征南(2)・金紫光祿大夫(従2)→[除]衛(2)(c)・北雍州刺史→[除]侍中・驃騎大(従1)(d)→(西魏)

註a：伝では寧遠(5上)となっている。どちらの可能性もある。

註b：墓誌は免官の事実を書かないと同時に左、平南の將軍号も記載していない。ただし散騎常侍は記す。

註c：伝は本將軍(=征南)と記す。

註d：この後孝武帝に従い宇文泰のもとに走る。

83 李彬(『北史』100、『安豊』189)

[积褐]司空参軍事(7)→[除]中書侍郎(従4上)→[除]大將軍諮議参軍(従4上)→[遷]竜驤(従3)・通直常侍(4)→[除]衛尉卿(3)→[仍除]散騎常侍(従3)(a)→[加]撫軍(従2)→[遷]征南(2)・金紫光祿大夫(従2)→[仍転]車騎(2)・左光祿大夫(2)(b)

註a：衛尉のまま散騎常侍が与えられたのであろう。墓誌はこの後に句を挟んでから撫軍加官のことを記すので、別時のこととして扱う。

註b：葬年が武定2年(544)なので、終わりの頃の就官は東魏時期の可能性はある。

84 李騫(36, 梶山(a))

大將軍法曹参軍(従6上)→太宰主簿(6上?)・加陵江(従5上)(b)→[転]中散大夫(4)・征虜(従3)(c)→左(3)・太中大夫(従3)・開府長史→[遷]中書舍人(6)、加通直常侍(4)(d)→(東魏)(e)

註a：梶山智史「稀見北朝墓誌輯録」(『東アジア石刻研究』5、2013)

註b：墓誌は太宰主簿で起家したとする。伝は国子学生となったあと、「歴大將軍法曹参軍・太宰府主簿」と記す。従5品の將軍号をもった起家官は、起家官が高くなる傾向が現れている時期であってもかなり高きに過ぎ、伝の記載を採用する。

註c：墓誌は中散大夫以下、東魏興和3年(541)の梁への遣使以前までを一括表記する。伝を勘案して以下のように分割する。

註d：左將軍を維持していたと考えられる。

註 e : 次は墓誌では中軍將軍・散騎常侍、伝では「尋加散騎常侍・鎮南將軍（從 2）・尚書左丞（從 4 上）」となっている。いずれにせよ、その次が梁へ使節となるから、この就官は東魏に入ってから可能性が高いと考え、除外する。

85 薛脩義（『北齊書』 20, 『安豊』 235）（a）

→ [転] 徐州墨曹參軍 (7) (b) → 統軍 → 西道別將 → 大都督 → [除] 竜驤 (從 3) ・ 竜門鎮將 → [反乱、降伏] → [為] 4 郡大都督 (c) → [為] 右 (3) ・ 陝州刺史 → [為] 後 (3) ・ 南汾州刺史 (d) → (東魏)

註 a : 『安豊』は「脩」字を「循」と誤読している。

註 b : この前に司州牧威陽王元禧の法曹從事となっているが、これは太和年間である。徐州參軍の時の刺史は始蕃王である北海王元顥であり、その將軍号は撫軍である。始蕃王と從 2 品將軍の列曹參軍事は同じ官品である。

註 c : 次に右將軍を得ているから、この時は竜驤～征虜の將軍号を持っていたであろう。

註 d : 墓誌は陝州刺史を記さず、「右將軍・南□□刺史」となっている。右將軍と後將軍は同格であるので、□□には汾州が入るであろう。